資料１

これまでの専門調査会・ワーキンググループの議論を踏まえた論点整理（案）
競争力強化・国際標準化関連
目次

１．産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

（１）基本的な視点

（２）施策の方向性

①企業の海外展開を支えるグローバル知財システムの構築

・海外における知財取得支援（日本企業がアジア新興国において日本と同様の感覚で知的財産権を取得できる環境の構築）

・海外における知財活用支援（アジア新興国における知財活用支援体制の強化）

・知財活動の円滑化に向けた通商協定の活用

②国際的な知財の制度間競争を勝ち抜くための基盤整備

・職務発明制度の在り方

・営業秘密保護の強化

・審査基盤の整備（特許審査の迅速化による審査結果の海外への早期発信）

・適切な権利行使の在り方

・紛争処理機能の強化

・国際標準化・認証への取組の強化

・産学官連携機能の強化

③グローバル知財人財の育成・確保

・世界で戦えるグローバル知財人財の育成

・世界から優れた知財人財が集まるような仕組みの検討

２．中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

（１）基本的な視点

（２）施策の方向性

中小・ベンチャー企業に対するきめ細かな知財活動支援

・中小・ベンチャー企業のグローバル展開支援体制の整備

・知財総合支援窓口機能の強化

・地域中小・ベンチャー企業の知財活動活性化

・知財マーケットの活性化（未利用特許等の効果的活用）

・中小・ベンチャー企業に対する料金減免サービス拡充の検討

1．産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

（1）基本的な視点

○　グローバル経済においては、ビジネスにおける地理的・時間的な制約が無くなる。これは、グローバル市場から莫大な果実を得る機会の到来を意味すると同時に、国際的な競争が一層激化することも意味している。今後、我が国が持続的な経済成長を実現するためには、国際的な産業競争力の強化、及びグローバルな事業活動の一層の推進を通じて、アジアを中心とする世界経済の発展を自らの成長に取り込んでいくことが重要である。

○　他方、知財制度は各国毎に制定されており、その成熟度も国毎に大きく異なっている。そうした違いが日本企業のグローバル市場での円滑な事業展開を妨げ、競争力を大幅に削ぐおそれがある。したがって、我が国が知的財産政策を推進していくにあたっては、以下のような視点から検討を行っていくことが必要である。

○　第一に、我が国企業の海外での事業展開・事業活動を支援するため、国際的な知財システムの調和を推進し、よりフラットでシームレスなグローバル知財システムを構築するという視点である。具体的には、我が国の知財システムのグローバル展開や、日本企業が海外において知財を効果的に活用できるような環境整備等を推進することによって、日本企業が海外においても日本と同様のホームゲーム感覚で知財戦略を実践できるようなグローバル知財システムを構築し、日本企業の海外での事業展開を支援するという視点からの検討を行うことが必要となる。

○　次に、我が国の知財システム自体を、海外の企業もこぞって利用したいと考えるような国際的求心力を備えるとともに、グローバル展開にも耐え得る魅力的なシステムにするという視点である。韓国のIPハブ構想等にみられるように各国の知財システムは国際的なサービス競争に晒されている。こうした知財システムの国家間競争が繰り広げられるなか、海外からユーザーを呼び込むとともに、我が国知財システムをグローバルに展開するためには、我が国の知財システム自体を、新興国をはじめ各国が模範にしたいと考えるような魅力的なものにする必要がある。よって、産学官一体となって世界に拡散する有用な知から新たな知を産み出し、それを経済的価値につなげることで豊かな社会を築くというプロイノベーション政策を推進するための原動力となるような知財システムを構築するという視点からの検討を行う必要がある。

○　さらに、我が国の企業が激しい国際競争を勝ち抜くためには、グローバル市場でのビジネスを見据えた事業戦略的な知財マネジメントを構築・実践していく必要がある。したがって、世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財の育成・確保という視点からの検討も必要不可欠である。

（2）施策の方向性

①企業の海外展開を支えるグローバル知財システムの構築

【課題1】 海外における知財取得支援（日本企業がアジア新興国において日本と同様の感覚で知的財産権を取得できる環境の構築）

アジア新興国が今後一層重要な市場となることが見込まれることを踏まえ、日本企業のクローバルな事業活動を支援するために、日本企業がアジア新興国において日本と同様の感覚で知的財産権を取得できる環境を構築することが必要ではないか。

【アジア新興国における知的財産に関する状況】

＜重要性を増すアジア新興国市場＞

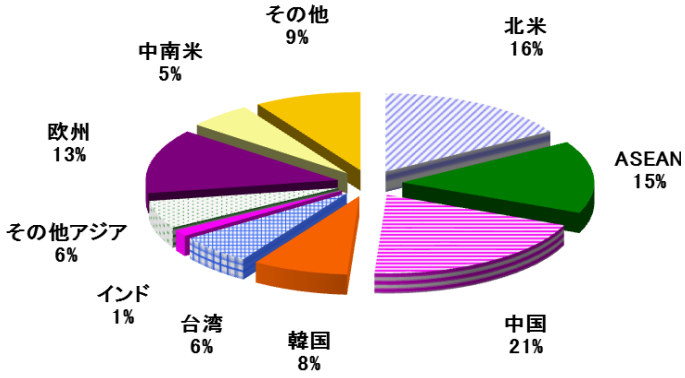

出典：財務省貿易統計

＜中国における特許出願状況＞

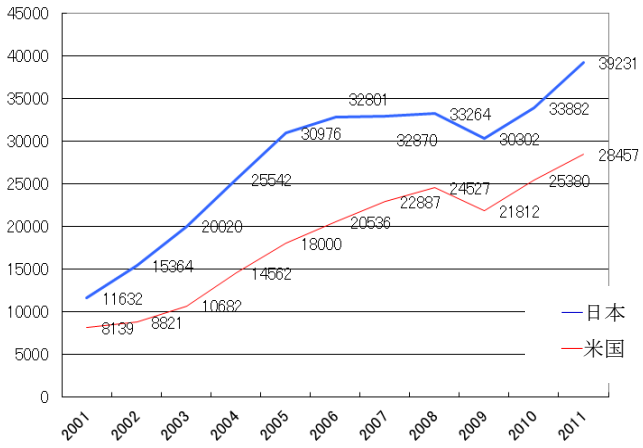

出典：WIPO HP

＜ASEAN における特許出願状況＞

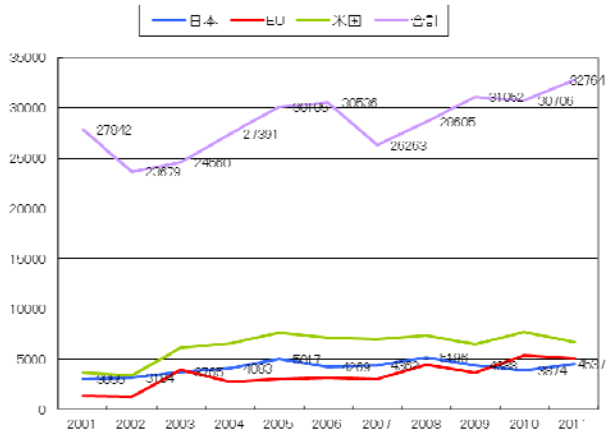

出典：WIPO HP

＜インドにおける特許出願状況＞

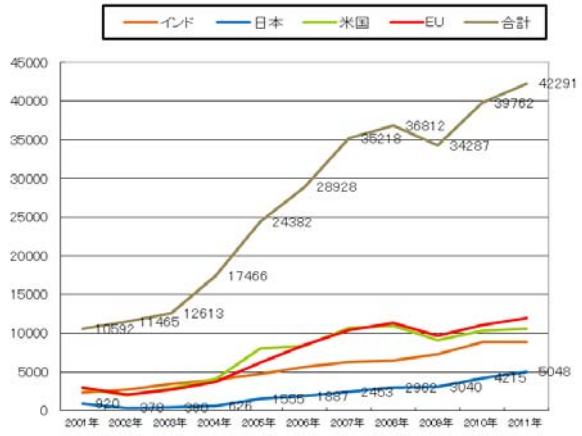

出典：WIPO HP

【中国文献の急増】

世界の特許文献等に占める中国文献の割合が急増。

→適切な知財保護を行うためには、中国文献等の調査のためのインフラ整備や人的リソースの投入により漏れの無い調査を行う事が必要。

＜中国特許文献等の急増＞

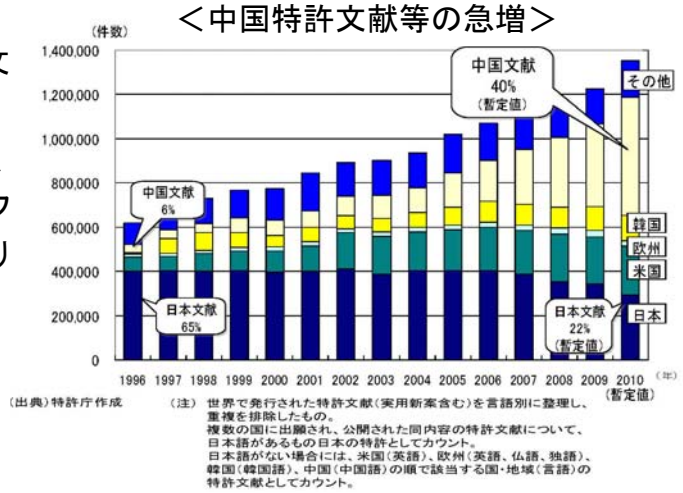

（出典）特許庁作成　（注）世界で発行された特許文献（実用新案含む）を言語別に整理し、重複を排除したもの。
複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるもの日本の特許としてカウント。
日本語がない場合には、米国（英語）、欧州（英語、仏語、独語）、韓国（韓国語）、中国（中国語）の順で該当する国・地域（言語）の特許文献としてカウント。

【他国の知財に関する新興国協力】

日本は、新興国等に対して、知的財産の専門家の派遣や知的財産に関する各種研修の提供[1]等、様々な支援・協力を実施している。

一方、他国も新興国等における知的財産活動に関する支援・協力を積極的に推進している。

他国の知財に関する新興国協力の取組

●欧州

アセアン向け協力プログラム(ECAP)の実施(1993年−)

アセアン諸国の知財登録サービスに関する能力強化のための支援や知財エンフォースメントの強化等に向けた支援を実施。

出典：ECAPⅢウェブサイトに基づき知財事務局作成

●韓国

<u>知的財産行政の韓流(Korea−IP Wave)拡大</u>

- 審査サービスの輸出拡大を推進
  PCT国際調査サービスの輸出拡大及び新興国・途上国への審査代行を推進
- 外国に特許行政のノウハウを紹介し、韓国企業にフレンドリーな知財権環境を構築
- ベトナム・タイ(2012.6)、中国(2012.10)の知財権担当の公務員を招待し、教育を実施
- 韓国型の特許情報化システムの海外普及及びWIPOの情報化プロジェクト事業への参加
  モンゴル(335万ドル、2009～2011)、アゼルバイジャン(420万ドル、2011～2013)、アフリカ広域知的財産機関(580万ドル、2013年予定)の特許情報化システム構築

出典：JETROソウル知財ニュース「韓国特許庁、今年は特許審査処理期間を14.8カ月に短縮」，JETROソウル，2012年12月28日

[1] 1996 年以降、計 4000 名弱の新興国等の知財庁職員や取締機関の職員等を研修生として日本に招待

【アセアン諸国における知財インフラの整備状況】

ASEAN各国における知財制度・システム検討状況

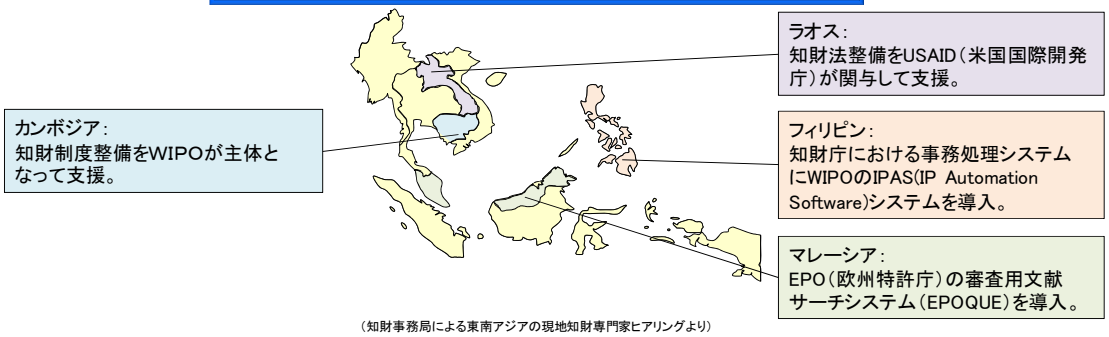

（知財事務局による東南アジアの現地知財専門家ヒアリングより）

- 知財庁における事務処理システムについては、WIPO（世界知的所有権機関）のIPAS(IP Automation Software)システムがフィリピンをはじめ東南アジア各国に浸透しつつある。

（知財事務局による東南アジアの現地知財専門家ヒアリングより）

ASEAN諸国の知財庁職員・審査官数

（人）	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
総職員数	22	61	575	12	304	12	252	136	405	275
特許審査官数	1	5	132	2	70	-	41	-	42	42
意匠審査官数	1	5	74	-	7	-	-	-	25	10
商標審査官数	4	5	145	5	27	-	26	-	52	53

※データは、各国年報、駐在者、研修員からの情報等（2007~2012年の間に取得）に基づき知財事務局作成

【専門調査会等における委員からの意見】

- 日本特許庁の審査官をアセアン各国等に派遣して、それらの国の審査プラクティスが日本特許庁のプラクティスに近いものとなるようにしてほしい。
- アジア新興国知財庁に特許庁の審査官を派遣することは重要。そういうことをするためにも人員は必要。
- 海外出願する際の言語対応など、グローバル化に対する制度そのものが不十分。知財の国際展開をスピーディに行う上で弊害となっている。
- ASEAN知財庁との関係構築を通じ、日本特許庁の国際的発言力を高めてほしい。

【今後の検討の方向性】

- 日本企業がアジア新興国において日本と同様の感覚で知的財産権を取得できる環境（アジア共通の知財システム）を整備するために、日本の審査官をアジア新興国知財庁へ相当規模で派遣して日本の審査プラクティスとアジア新興国の審査プラクティスとの調和を促進するべきではないか。
- アジア新興国知財庁への審査官派遣の前提として、審査結果のグローバル発信力強化、グローバル対応の審査用情報システムの整備、審査体制の整備（「審査基盤の整備」（P. 23）参照）など、グローバル展開に向けた日本特許庁の基盤整備を強化するべきではないか。
- WIPO（世界知的所有権機関）は、従来から新興国等への知財インフラ整備支援に力を入れており、新興国等に対し大きな影響力を有している。こうした点を踏まえ、専門家派遣や情報化支援等を通じて、WIPOとより密に連携してアジア新興国等における知財システムの発展を支援していくべきではないか。

【アジア共通の知財システムの構築】

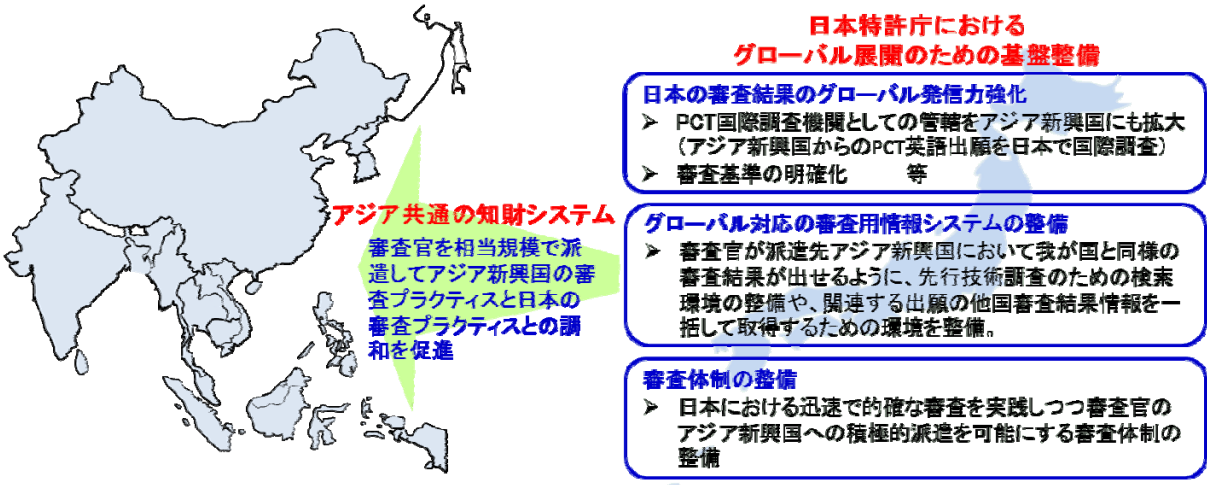

アジア共通の知財システムの構築に向けた具体的イメージ

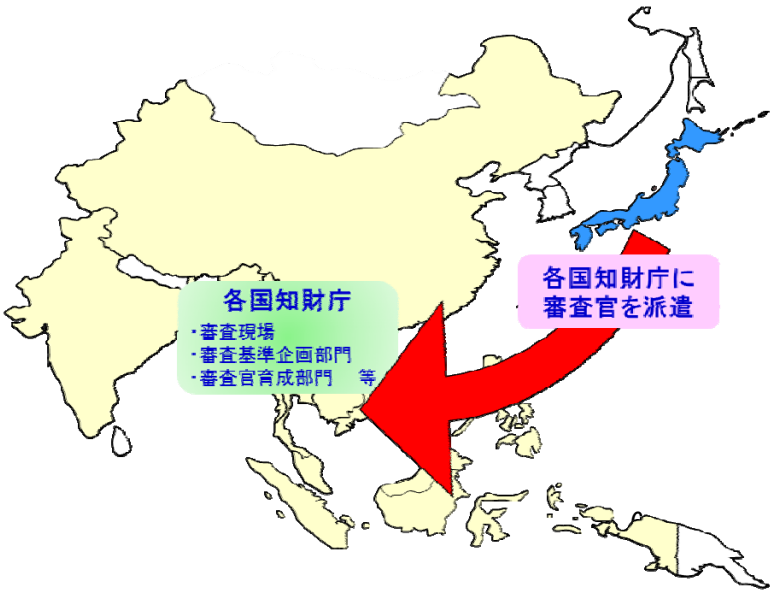

派遣先知財庁における業務例

●審査プラクティスの共有
日本の審査官と派遣先の審査官が、同じ発明に関する各国の出願を用いて互いの審査実務について協議。（審査現場での業務）

●文献サーチスキルの共有
審査用文献サーチシステムの利用方法や文献サーチ手法の共有。（審査現場での業務）

●審査基準の策定・改訂支援
派遣先知財庁の審査基準管理担当者に日本の審査基準を説明。派遣先知財庁が審査基準を策定・改訂する際、日本の審査基準に沿いアドバイス。（審査基準企画部門等での業務）

●審査の起案フォーマットの統一
日本の審査の起案フォーマット（拒絶理由通知等の様式）を提供し、アジア新興国における共通の起案フォーマットを作成するために協議・協力。（審査基準企画部門等での業務）

●審査官の育成支援
審査官研修の講師、審査官育成研修用のテキストの作成協力等。（審査官育成部門での業務）

【課題2】海外における知財活用支援（アジア新興国における知財活用支援体制の強化）

海外においては権利行使を含め知的財産権を有効活用することが困難との声が多いことを踏まえ、海外における日本企業の知的財産権の利用に対する支援を強化することが必要ではないか。

【アジアの模倣品流通状況】

・製造：中国　→　販売・提供：アジアの流通パターンが突出。

・全体模倣被害率、被害総額は共に概ね横ばい。

（単位：社数）

		販売・提供国・地域									
		日本	中国	台湾	韓国	インドネシア	タイ	マレーシア	シンガポール	ベトナム	フィリピン
製造国・地域	中国	225	405	99	98	50	61	52	45	47	41
	台湾	40	44	83	22	8	8	10	9	6	8
	韓国	45	28	23	94	3	8	6	7	2	5
	インドネシア	3	3	0	0	17	4	4	3	2	3
	タイ	12	6	2	1	2	21	3	2	4	4
	マレーシア	4	3	1	1	2	2	17	6	1	2
	シンガポール	2	4	2	1	1	1	2	2	1	1
	ベトナム	3	1	0	0	1	1	1	1	13	1
	フィリピン	0	3	0	1	2	2	2	2	2	5

（注）複数回答、中国は香港も含む。産業財産権登録出願の上位8,000社に対して実施。
（出所）2011年度模倣被害調査報告書（2012年3月特許庁国際課）

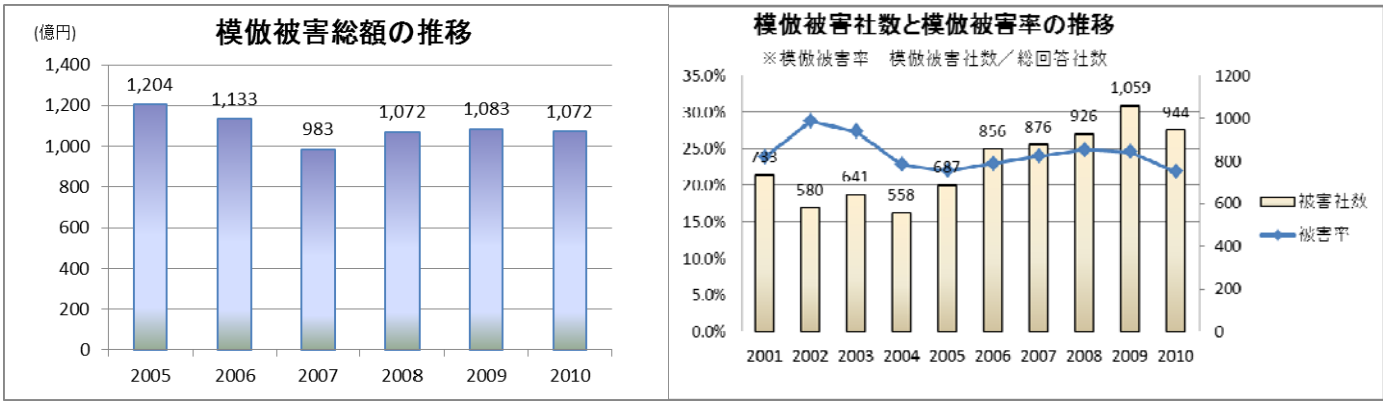

出典：模倣被害調査報告書（特許庁 2011 年度）

【海外における知的財産活動の支援】

●在外公館：知的財産担当官を任命（2005 年 3 月）

－ 模倣品・海賊版の被害相談、官民連携強化

●ジェトロ：海外ビジネスを展開する企業への支援の一部として、以下のような知的財産保護支援を実施。

※アジア新興国各国の事務所において知財専任の担当者がいるのは、北京、ソウル、バンコク、ニューデリーの4カ所。その他の事務所では駐在員が知財担当を兼任して対応。

・海外の侵害状況の調査支援：中小企業知的財産権保護対策事業（侵害調査費用

の助成）
調査費用の 2/3（上限 300 万円）を支援、平成 24 年度予算規模約 3000 万円で 12 件の助成を実施見込み

・知的財産権問題研究グループ(IPG)の開催 － 海外における日系企業間の情報交換活動や政府機関との関係構築（例）上海 IPG

・現地法律事務所、調査会社等の紹介 － 模倣被害対策支援として、ジェトロ現地事務所にて実績を有する法律事務所を紹介

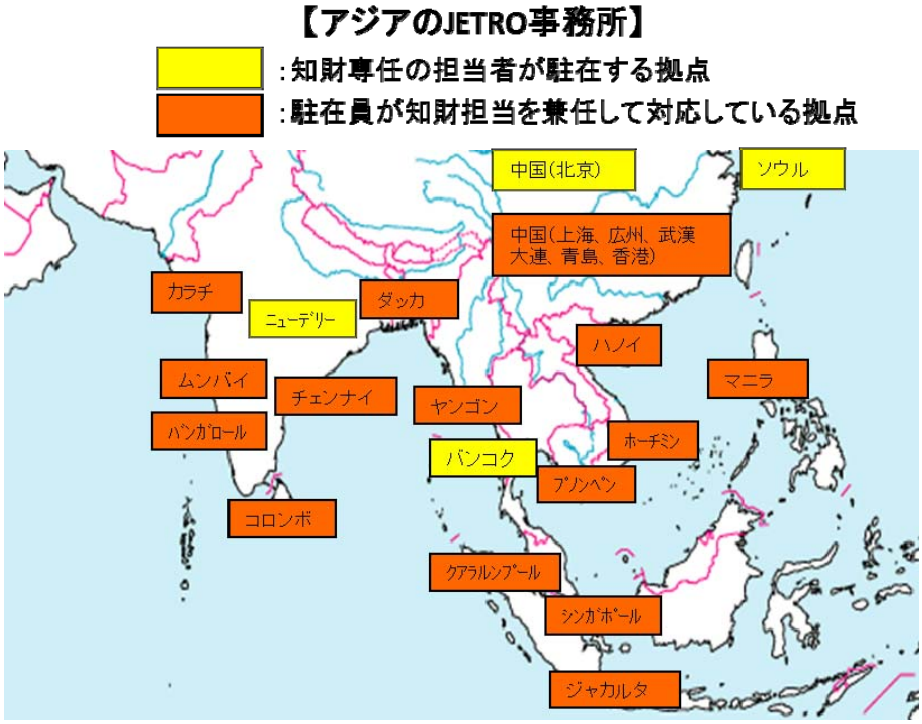

【専門調査会等における委員からの意見】

- 中小企業の海外展開が加速している。知財分野においては、①権利取得のみならず、活用までの総合的な相談態勢の構築、②日本国内だけでなく海外進出先での相談窓口の創設、③地域中小企業外国出願支援事業予算および同事業の実施自治体の拡充など、支援体制強化が急務となっている。
- 中小企業支援については、海外での知財のエンフォースメント、知財活用の支援については、専門家のアドバイスが不可欠。
- 中国をはじめアジア市場における模倣品・海賊版被害は、ますます深刻度を増している。特に、中小企業においても模倣品被害が頻発し、また、映画等コンテンツ分野における海賊版の流通も後を絶たないことから、①海外での侵害調査費用に対する助成の拡充、②在外公館等による相手国政府への働きかけの強化や、民間交渉への同席など、関連支援策を強化すべきと考える。

【今後の検討の方向性】

- 市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、企業OBを含む知財専門家を活用して現地大使館やジェトロなどの体制を強化し、現地での日本企業の知財活動支援を一層充実させるべきではないか。

【課題 3】 知財活動の円滑化に向けた通商協定の活用

新興国を中心に、知的財産のライセンス契約に係るロイヤリティ料率、契約期間、ロイヤリティの送金が不当に制限されるなどの知的財産に関する国際的な問題が指摘されているが、こうした問題に如何に対応していくべきか。

【経済連携協定及び投資協定等における知的財産保護の取組】

●経済連携協定（知財章）

（「我が国の経済連携協定（EPA）における知的財産分野の合意（小山隆史）」（月刊「パテント」H22.9）より作成）

①迅速かつ的確な知的財産権の保護の確保

- 修正実体審査制度の所定庁に日本特許庁を追加（シンガポール）
  日本で特許が成立したことを示す特許公報を提出する事で、形式的な確認（権利範囲の同一性）のみで特許を取得出来る。
- 日本の審査結果の提出による早期審査制度の導入（インドネシア、マレーシア）
  日本での審査結果等を提出する事により、他出願よりも優先的に審査を受ける事が出来る。
- 優先審査制度の導入（マレーシア、ベトナム）
  出願中の権利が模倣されているなど、早期の権利化が必要な場合に、他出願よりも優先的に審査を受けることが出来る。

②手続の簡素化・透明性向上

- 特許出願日から18月後の出願公開制度の導入（マレーシア）
- 複数の出願をまとめて委任できる包括委任状制度の導入（インドネシア、ベトナム）

③エンフォースメントの強化

- 刑事罰対象権利（インドネシア、フィリピン、タイ）
  刑事罰の対象について TRIPS 協定で義務付けている商標・著作物の侵害に加え、特許・実用新案・意匠等も対象とする。
- 税関差止め対象の拡大（フィリピン）
  侵害品の輸入差止の対象について、TRIPS 協定で義務付けている商標・著作権の侵害に加え、特許・実用新案・意匠も対象とする。

●投資協定及び経済連携協定（投資章）（経産省　経済連携課ヒアリングによる）

投資協定及び経済連携協定（投資章）においては、知的財産を投資財産の一つとして規定し、投資協定における保護（※）の対象としている。

（※内国民待遇、最恵国待遇、公正衡平待遇、特定措置の履行要求の禁止、収用の原則禁止、送金の自由等）

産業界及び学会からは、投資協定での知財保護に関して以下の課題が指摘されている。

・　知的財産のライセンス契約に係るロイヤリティ料率、契約期間、ロイヤリティの送金などが不当に制限されている

＜事例＞ロイヤリティに係る制限

（中国）ライセンス契約に係るロイヤリティ対価の設定について、地方や担当者によっては、行政指導による 3～5%の上限規制がなされることがある。2002 年施行の「技術輸出入管理条例」により、ライセンス契約は登録制に移行したにもかかわらず、地方政府等による指導が残存している。

（ブラジル）ブラジルでは、知的所有権ライセンス契約等に際しては INPI（国立工業所有権院）へ登録する必要があるが、登録審査に時間がかかる、あるいはロイヤリティ料率が製品の売上高の 5%までに制限されるなどの問題がある。また、ロイヤリティを海外送金するためにはブラジル中央銀行にも登録する必要があり、さらに送金に様々な課税がなされるなどの問題がある。

（投資協定に関する国際的な最新動向分析のための調査報告書（H23.3 日本機械輸出組合）より作成）

・　強制実施権による特許権の無力化

＜事例＞インドにおける強制実施権の設定（JETRO 通商広報による）

2012 年 3 月、独バイエル社のがん治療薬特許に関し、インド特許局が、地場医薬品メーカー（ナトコ社）の請求に基づき、現行法で初めて強制実施権を発動。

【専門調査会等における委員からの意見】

・　投資保護協定等を使って日本の海外投資資産としての知的財産を守ることを検討するべき。あるいは、EPA、FTA などの議論の場において、知財の尊重について議論するべき。
・　新興国においては、投資協定の運用の不透明性、ロイヤリティ料率の上限、共同研究におけるバイドール制度の取り扱いなどの問題があり、通商問題として働きかけをすべき。

【今後の検討の方向性】

・　グローバルな企業活動を阻害する知的財産分野における国際的な問題の解決を図るため、経済連携協定、投資協定等の国際的な枠組みを活用した取り組みを引き続き強化するべきではないか。
・　特に、ライセンス契約に係るロイヤリティ料率、契約期間、ロイヤリティの送金の不当な制限等、現在発生している問題を把握し、通商交渉における議題として検討していくべきではないか。

②国際的な知財の制度間競争を勝ち抜くための基盤整備

【課題1】職務発明制度の在り方

職務発明制度については、現行の制度は依然として予測可能性が低いとの意見があり、職務発明を原始的に使用者に帰属させる制度にすべきとの指摘や、制度を廃止して職務発明の扱いについては使用者と従業者との契約に委ねるべきとの指摘がなされている。また、労働法との関係について基礎研究を十分に行ったうえで制度の在り方を検討すべきとの意見もある。職務発明制度の在り方に関していかに考えるべきか。

【職務発明制度の概要】

新職務発明制度のポイントは以下のとおり。

・原則、職務発明の対価は使用者・従業者間の「自主的な取決め」に委ねる。

・「自主的な取決め」によって対価を支払うことが不合理であれば、裁判所が「相当の対価」を算定。不合理性は、対価が決定して支払われるまでの全過程のうち、特に手続面の要素を重視して判断。

【職務発明制度の改正についてのユーザーの意見】

職務発明制度については、制度を再度見直すべきとの意見（職務発明を原始的に使用者に帰属させる制度にすべきとの意見や、制度を廃止して職務発明の扱いについては使用者と従業者との契約に委ねるべきとの意見等）がある一方、未だ新職務発明制度が適用された裁判例がない状況下においては状況を見守るべきとの意見も存在し、制度の再改正の必要性について意見が分かれている。

再改正に賛成する意見

- 発明者のみに権利を与えることで、集団での研究開発や使用者の研究開発投資、企業の国際的競争力等に悪影響を及ぼすおそれがある。
- 改正法のいう「不合理性」の判断基準が不明確であり、予測可能性が低い。
- 制度の国際調和の観点を重視すべき。特に欧米企業との連携を進める際に支障となっている。

再改正に反対する意見

- 新法を適用した裁判例がいまだ見出されず、改正法の運用や評価が定まっていないため、当面の間は状況を見守るべき。
- 特許法第35条を削除するとなると一般法たる民法に判断がゆだねられることとなり、予測可能性が一層低下すると考えられる。このため、同条を削除せずに、運用レベルで細部を調整する方策の方が望ましい。
- 現実に認められる対価が低額になったことや、企業の職務発明に対する対応も変わってきて訴訟も減っているので、静観すればよいのではないか。

出典：「最近の知的財産権を巡る諸論点について」（特許庁，2012年3月）

【海外の制度】

従業者発明における権利（特許を受ける権利）の原始的帰属、補償・報酬の規定等による主な国の分類は以下の通り。

使用者帰属	発明に対する補償・報酬に関する規定等あり（英国、フランス、ロシア、オランダ、中国）	職務発明を使用者に原始帰属させる制度を採用。しかし、いずれの国も従業者に対価の請求権を認める等により使用者と従業者との間の均衡を図っている。
	発明に対する補償・報酬に関する規定等なし（スイス）	スイス債務法は、使用者は雇用契約により、従業者によって創造される全ての発明の権利が与えられる、と定めている。この場合、従業者に対する追加的な補償については定められていない。
発明者（従業者）帰属	発明に対する補償・報酬に関する規定等あり（ドイツ、韓国）	日本と同様、職務発明に係る権利を従業者に原始的に帰属させる制度。ドイツについては、従業者に対する補償金の算出基準について詳細なガイドラインが存在。
	発明に対する補償・報酬に関する規定等なし（米国）	職務発明規定は存在しない。特許を受ける権利はつねに発明者に原始的に帰属。従業者から使用者への特許を受ける権利の承継は、契約等に委ねられており、給与の中に権利の承継に対する対価が含まれるとする雇用契約が結ばれることが一般的。

【発明への動機】

経済産業研究所が実施した日米発明者サーベイ（日米欧のいずれの特許庁にも出願されている特許出願からランダムに抽出した出願における発明者を対象）によれば、発明をする動機として金銭的報酬が重要だと指摘した発明者は、日米とも多数派ではなかったものの一定程度存在。

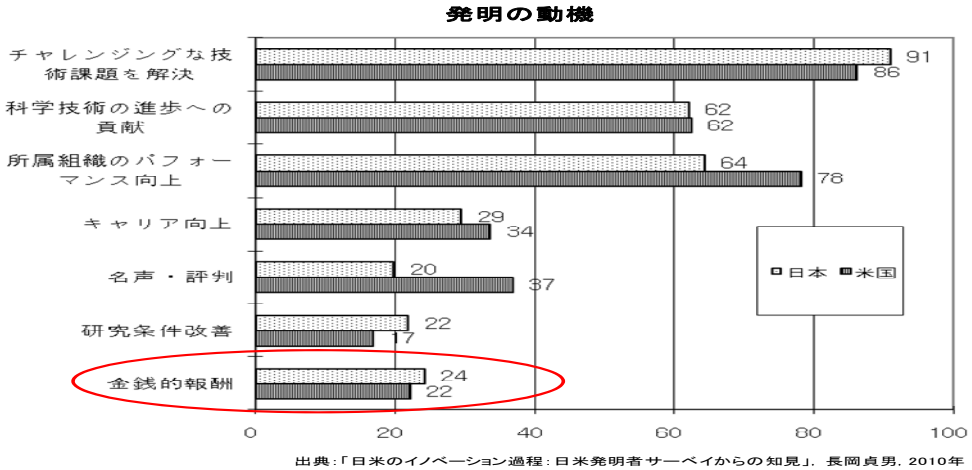

出典：「日米のイノベーション過程：日米発明者サーベイからの知見」，長岡貞男，2010年

【職務発明規程の整備状況】

特許庁が 2006 年に実施したアンケート調査によれば、99%の企業等が職務発明について何らかの規程を備えている（内訳：大企業 100%、中小企業 96%、大学・公的機関 93%）。

【新法下における判決例】

平成24年9月28日に東京地裁において新法に基づき判決言渡（平成23年（ワ）第6904号 職務発明対価請求事件）。職務発明について本件特許を受ける権利を被告に承継させたことに対する相当の対価（56万9888円）を支払う旨を判示。本判決では、職務発明について支払われるべき対価の算定方法等を定めた社内規定がなく、労使間の協議も調っていなかったため、旧法によるこれまでの判決と同様に裁判所により対価が算定された。 出典：裁判所HP

【専門調査会等における委員からの意見】

- 2004 年改正を経ても、なお、裁判所の判断と企業の実務者の判断に差異がある状況であり、職務発明規定が競争力の阻害要因になっている。法人に帰属するなど、制度の見直しをお願いしたい。
- 職務発明規定については 2004 年改正では緊急避難的に現実的な解となったが、労働法と特許法との関係など基礎研究をきちんと行ったうえで検討すべき。

【今後の検討の方向性】

- 我が国の職務発明制度について、企業のグローバル活動を阻害しないような在り方は如何なるものか。
- 職務発明制度の在り方に係る整理にあたっては、産業構造や労働環境が大きく変化している状況も踏まえつつ、以下のような観点から検討すべきではないか。
  - ○発明者に対する支払いの予見性を高める観点
  - ○発明者への支払いが発明の譲渡に対する対価と考えるべきか、追加的な報酬と考えるべきかという観点
  - ○従業者の報酬については一般的には労働法で規定されているところ、発明の対価に関しては職務発明規定として特許法で規定されていることについて、労働法の視点からも職務発明制度について整理する観点
  - ○グローバルな制度調和の観点

【課題2】営業秘密保護の強化

営業秘密の保護に関しては、営業秘密の流出についての制限をより強化すべきとの意見もあれば、職業選択の自由や退職後の雇用確保等の観点から営業秘密の保護を強化することに慎重な意見も存在する。

1．日本の罰則等の法制度は、外国と比較し依然として不十分か？不十分とすればどのような手当があるか？

2．我が国企業が、法制度をうまく活用して営業秘密の実効的な管理をするには何をすればよいか？

【1．営業秘密侵害に係る刑事罰の国際比較※1】

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	中国
法律	不正競争防止法	経済スパイ法	詐欺法	労働法典，刑法	不正競争防止法	不正競争防止及び営業秘密保護法	刑法
罰則介入可能時期	領得，複製	領得，複製，未遂，共謀	領得，複製，未遂	開示，未遂	領得，複製，未遂	領得，複製，未遂，予備	領得，複製
元役員・元従業員	媒体横領・複製、在職中約束の場合	○	※2	○（判例法）	※3	○	○
行為者処罰①懲役	10年以下	10年以下	10年以下	2年以下	3年以下	5年以下	3年以下
行為者処罰②罰金	1,000万円以下	上限なし　※4	上限なし	3万ユーロ	上限なし	利得額の2倍以上10倍以下	上限なし
行為者処罰①②の併科	○	○	○	○	×	○	○
法人処罰	○	○	○	×	○（行政罰）	○	○
法人処罰の罰金	3億円以下	500万ドル以下	上限なし	×	100万ユーロ以下	個人と同じ	上限なし
国外での使用・開示	○刑事罰対象	○刑事罰対象		○刑事罰対象	○刑事罰対象	○刑事罰対象	○刑事罰対象
国外での使用・開示の重罰化	×	○ 外国政府が関与した場合、行為者：15年以下and/or50万ドル以下、法人：1000万ドル以下	×	×	○　5年以下	○　10年以下	×
非親告罪化	×	○		○	×（訴追に特別の利益のある場合は○）	○	○

※1　出典：平成21年度経済産業省委託事業「諸外国の訴訟手続における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究報告（2010年2月）」に基づき作成
※2　立法過程の論述では明確になっていない。判例待ち。
※3　ドイツでは、元役員・従業員を問わず、営業秘密の開示のそそのかし及び申し出が処罰の対象となっている（2年以下の懲役又は罰金）。
※4　出典の報告書には「上限なし」との明示的な記載はなし。

【2．海外動向】

（1）米国

①海外で不正に製造された商品の自国での取締まりの推進

米国では、米国企業が新興国企業と公正なレベルプレイングフィールドで適切に競争できる環境を実現するため、FTC5条（連邦法）、新州法、既存州法、ITC（米国際貿易委員会）といった手段を使い、新興国でIT（ソフトウェア、ハードウェア、営業秘密など）を不正入手して安価に商品を製造する行為、不正に製造された（安価な）商品を自国で取締まることを進めている。

<米国事案　Tian Rui Group Co. Ltd v. ITC 事件（2011/10/11）※5>

中国会社（Tian Rui Group Co. Ltd）が米国会社（Amsted Industries Inc，製品：列車の車輪）のライセンシー会社から従業員を雇い、その従業員が知る米国会社の企業秘密を利用して製品を製造し、その製品を米国に輸出して販売していた。米国会社は International Trade Commission（ITC）で企業秘密の不正利用に基づいて中国会社に対して起訴し、ITC が企業秘密の悪用の調査ために中国で行われている行為を検討し、ITC はその製品の輸入は Tariff Act § 1337（連邦法）のセクション 337 の違反であると認定した。

これに対し、中国会社は上訴し、米国内で企業情報を利用して製品を製造している企業がなければ、米国産業へ悪影響を与えていないと主張したが、裁判所は、国内市場での不公正競争から国内産業を保護する必要がある場合、ITC は一部国外でなされた行為に基づいて調査及び救済をする権限があるとした。

※5　出典：米国 CAFC　HP の記載に基づき作成

②官民フォーラムによる企業の技術情報・営業秘密の管理の推進

海外における米国企業のセキュリティ環境を向上させるために、企業と政府からなる海外セキュリティ・アドバイザリー協議会（OSAC：Overseas Security Advisory Council）を設置し、民間と政府の情報交換・議論等を通じ、ガイドラインやレポートの発行や海外において取り組むべき対策の提示や脅威のトレンド等を提供している※6。

＜OSAC の概要＞

○設立経緯

テロの増加及び絶え間ない海外における米国の国益に対する脅威が続き、1985 年、著名な米国企業から出向している幹部公務員らが、セキュリティ問題における米国政府と民間部門の協力を国務長官に促したことから設立された。

○活動内容

①米国国務省のセキュリティ機能と民間企業の間の、連携の継続及びセキュリティ協力の提供、②海外のセキュリティ環境を向上させる、民間企業及び米国国務省の通常及びタイムリーな情報交換、③セキュリティ計画のコーディネート及びセキュリティ・プログラムの実行のための手法の推薦及び素材の提供、④世界的な米国の産業競争力の保護に関する手法の提案

○OSAC の構成

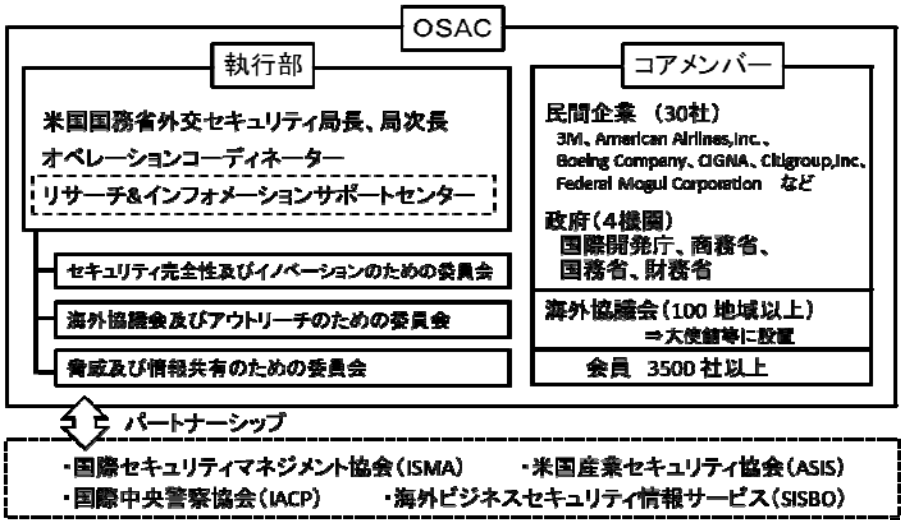

※6 出典：「技術情報等の適正な管理の在り方に関する研究会 報告書」平成 20 年 7 月の記載に基づき作成

③政府によるスパイ防止活動の推進

米国には、政府における第 1 のスパイ防止活動及び安全保障のための機関として、the Office of the National Counterintelligence Executive（ONCIX）が設置されている。ONCIX は、米国政府、米国インテリジェンス・コミュニティー｛国家情報長官を頂点する 6 省 15 機関で組織（CIA、FBI など）｝、米国民間部門に対し、スパイ防止活動に有効なリーダーシップを発揮するとともにスパイ防止活動の支援を行っている※7。

＜ONCIX の概要＞

○活動内容

政府の対敵諜報活動（CI）戦略策定、外国の諜報活動脅威の評価、CI 情報の調査分析、CI 支援活動など

○ONCIX の構成

ONCIX は、アメリカ合衆国国家情報長官室（Office of the Director of National Intelligence）の下に設置されている。現在、そのトップの National Counterintelligence Executive（NCIX）は、FBI の元特別捜査官。

※7 出典：米国 ONCIX HP の記載に基づき作成

（2）韓国

韓国特許庁と韓国特許情報院により、韓国の営業秘密の保護と管理活動を全般的に支援する「営業秘密保護センター」を設立（2012 年 6 月 22 日）。営業秘密の生成・管理・立証の段階にいたる one-stop 支援サービスを提供している※8。

<営業秘密保護センターの概要>

○設立経緯

営業秘密の流出による企業の被害が増加し｛技術流出の犯罪事件数が 2011 年までの 11 年間で約 9 倍に増加（356 件）。海外への不法な技術流出の公式摘発件数が 2010 年 41 件と増加｝、企業の営業秘密管理能力を支援する公的支援機関の必要性が増し、企業のあい路事項の受付や関連情報の提供が可能な単独の支援機関の構築などの企業の要望も高くなり設立。

○ビジョン

企業間の公正な競争秩序確立のための営業秘密保護専門機関になること

①企業の営業秘密保護の認識を高め管理能力を強化すること、②企業の営業秘密管理のために民間市場を育成すること、③急変する企業環境を反映した営業秘密保護制度の改善を図ること、など。

○活動内容

①相談事業（法律、営業秘密管理方策など）、②広報事業（営業秘密制度、各サービス、支援事業などの紹介）、③教育事業、④原本証明サービスの運営事業（営業秘密侵害などの関連訴訟の際に営業秘密保有事実の立証ができるサービス。2012.9 現在で登録件数は1万件を突破。）

○センターの構成

韓国特許庁を中心に、関連機関（警察庁、 国家情報院、知識経済部、韓国産業技術保護協会、韓国知識財産保護協会、大・中小企業協力財団）と協力ネットワークを構築。

※8 出典：ジェトロ報告資料「営業秘密保護センター発足セミナー（参加報告書）」の記載に基づき作成

【3. 人材を通じた技術流出に関する実態調査の状況（経産省）】

（1）アンケート調査

1万社に配布し実施。2012.12.11 付で結果を発表済。概要を図1～図 10※9に示す。

※9 出典：「営業秘密の管理実態に関するアンケート」調査結果（確報版）経産省 平成 24 年 12 月 11 日 に基づき作成

（2）アンケート調査結果を詳細把握するための企業ヒアリング

30 社に対し実施。調査結果などを踏まえ、技術流出防止に関する方策を検討中。

図1　営業秘密の漏えい事例（過去5年間）

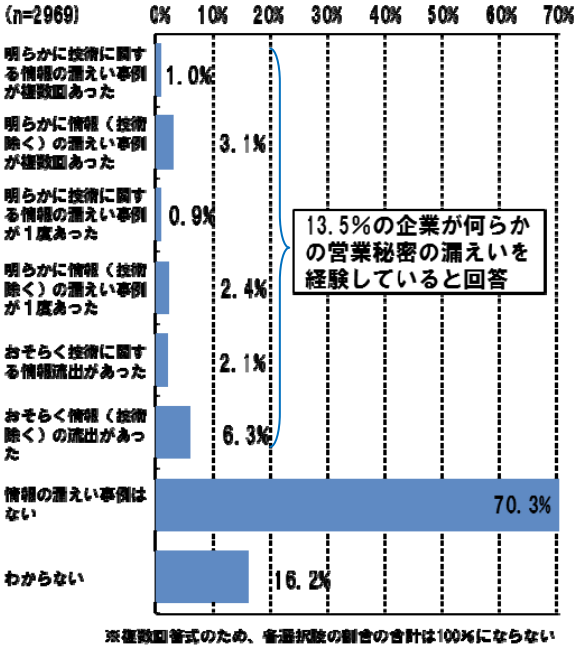

※複数回答式のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

図2　営業秘密の漏えい者（上位の比率）

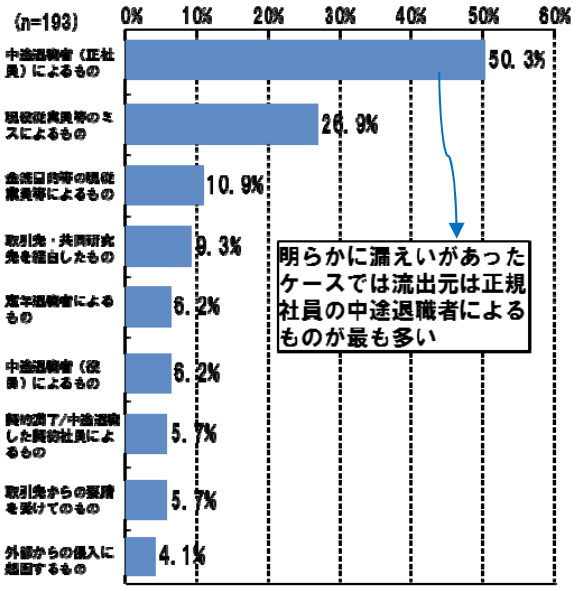

※過去５年間で営業秘密漏えい事例が明らかにあったと回答した企業のみ回答
※企業数に対する比率（件数に対する比率ではない）

図3　営業秘密の漏えい先

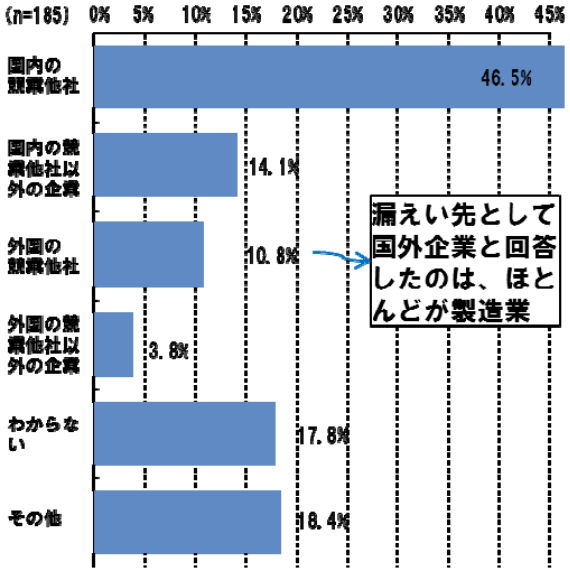

※過去５年間で営業秘密漏えい事例が明らかにあったと回答した企業のみ回答
※複数回答式のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

図4　営業秘密の漏えいによる推定損害額

※過去５年間で営業秘密の漏えい事例があった企業のみ回答（n=183）

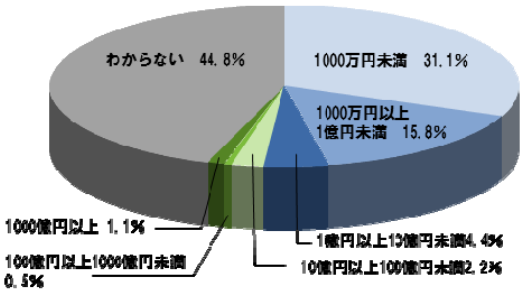

図5　従業員との秘密保持契約の締結

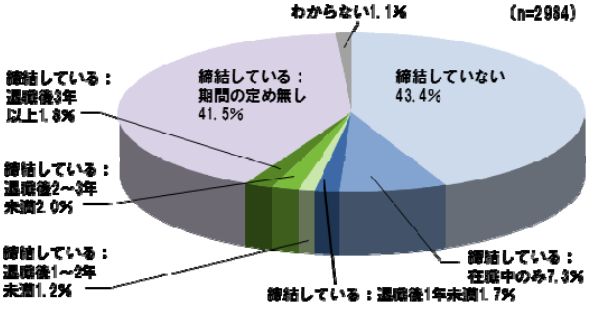

図６　従業員との秘密保持契約の締結（製造業　規模別）

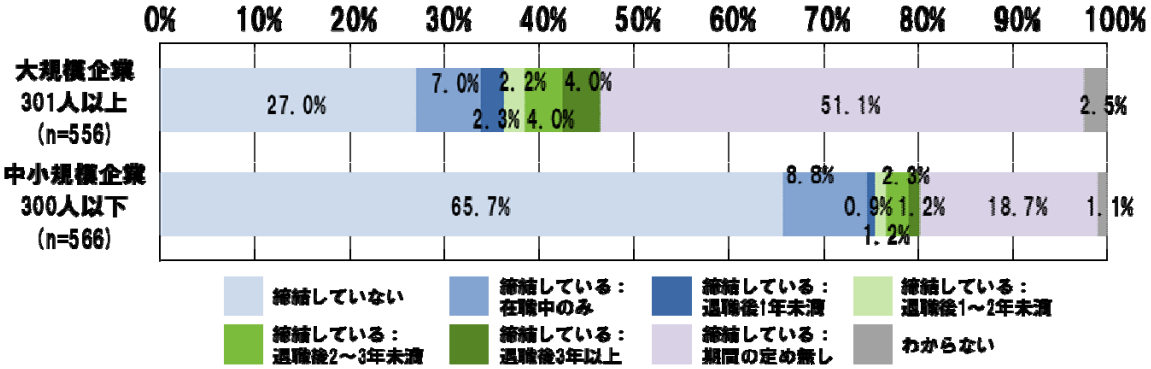

図７　営業秘密として管理すべき情報の営業秘密としての区分状況

※営業秘密とそれ以外の情報を区分している企業60.1％を対象

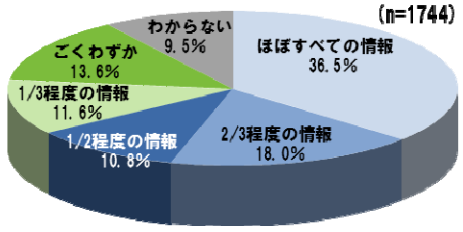

図８　従業員との競業避止義務契約の締結

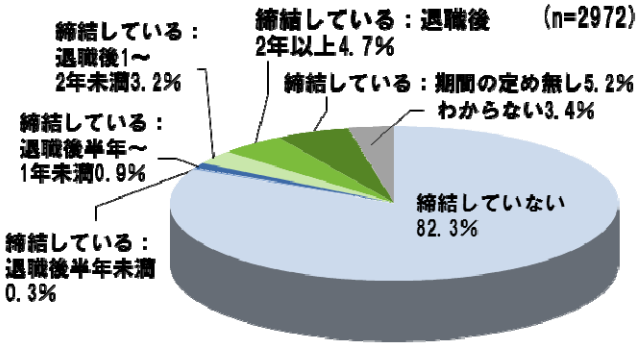

図９　従業員との競業避止義務契約の締結（製造業　規模別）

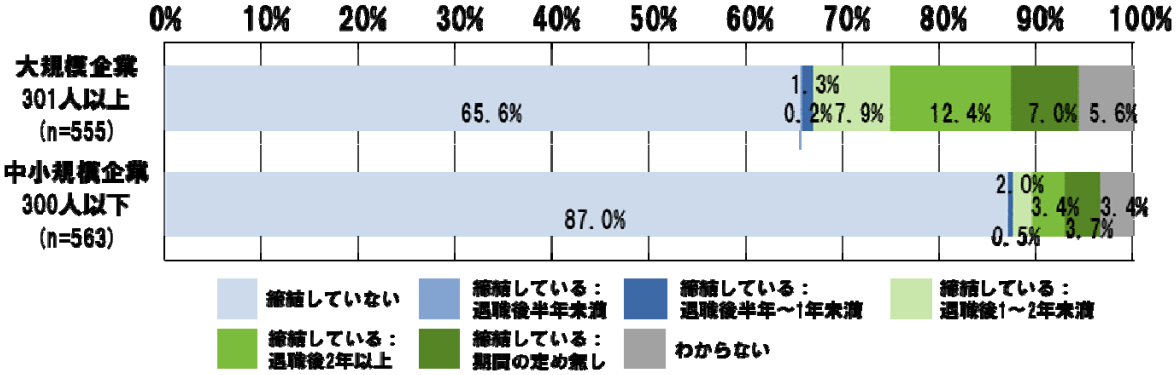

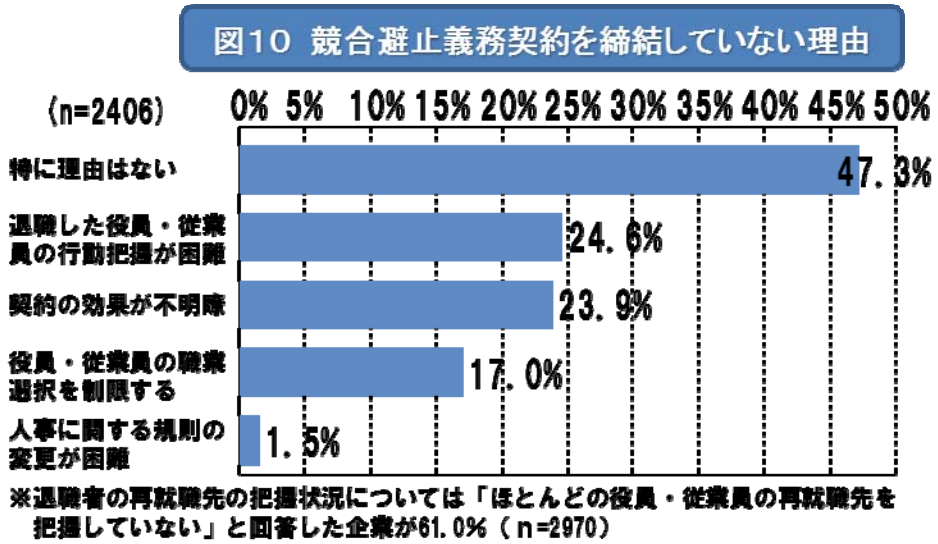

【4. 人材を通じた技術流出に関する調査研究委員会（経産省委託調査）での対策検討状況】※10

（1）判例調査・分析に基づき、人材を通じた技術流出に対する実効性のある具体的な対策について、企業が　作成する規程、 契約等実務面を踏まえた検討を実施
具体的には特に以下の（2）と（3）の内容を検討

（2）競業避止義務契約の有効性の検討

①使用者の正当な利益の保護と労働者の職業選択の自由

②判例からみる実効性のある競業避止義務契約（規定）とは

〔競業避止義務契約関連の判例分析〕

・業種により企業の「守るべき利益」の認定に幅がある。

・例えば、昭和 45 年の奈良地裁判決（奈良地判昭和 45 年 10 月 23 日）では以下の主旨を判示
競業避止義務は、裁判例上、「合理的範囲内」の競業制限でないとその有効性が認められない。「合理的範囲を確定するにあたっては、制限の期間、場所的範囲、制限の対象となる職種の範囲、代償の有無等について、債権者の利益（企業秘密の保護）、債務者の不利益（転職、再就職の不利益）及び社会的利害（独占集中のおそれ、それに伴う一般消費者の利害）の三つの視点に立って慎重に検討していくことを要する」

（3）競業避止義務違反者に対する退職金などの取扱いの検討
判例調査の結果などを踏まえての検討

〔参考〕

【中国】割増退職金を支払うと、一定年限、ライバル企業に行ってはいけないという契約を結ぶことが認められている。

【米国】退職時にストックオプションを与え、その行使が比較的年数が先でないとできないようにして、営業秘密を漏らしたり、同業他社に行ったり したら行使できなくしている（一部の州を除く）。

※10　出典：「近事の技術流出事例への対処と技術流出の実態調査について」 経産省　H24.12.12、知財プリズム　Vol.10 No.119　2012 年 8 月、営業秘密管理指針（H23.12.1 改訂）に基づき作成

【専門調査会等における委員からの意見】

1．総論

・　官民フォーラムで産業界と政府とが一体となり真剣に議論する時期にきている。

2．法制度

（1）制度改正の必要性があるとする意見

・　日本は罰則が甘く（国外での使用開示の重罰化、非親告罪化等の点）、裁判でも営業秘密保護が認められにくい。不競法から独立した営業秘密保護法を作れないか。

・　営業秘密の国外での使用開示の際の刑事罰については立証責任の問題もある。その負担軽減措置等々を含めた法改正をしてもらうことも重要。

・　日本で開発したノウハウを新興国などでどう守るかが大きな課題。米国では、ITC の事例など海外からの不正な商品の流入に対し水際措置を講じている。日本でも同様の制度整備を行い、それを他国に働きかけることも企業支援になる。

（2）制度改正に慎重な意見

・　競合他社からのキャリア採用など人財流通を通じて産業競争力を高めることができる。これを阻害しない範囲でしっかりと営業秘密の流出の保護を考えて欲しい。

・　退職者へ知り得た情報・知識の使用を一切禁止すると転職できなくなる。禁止すべき技術情報は特定できるので、法改正する際にはこの点を考慮してほしい。

3．企業・大学等の営業秘密管理

・　退職者の秘密保持契約問題、競業他社への一定期間の就業抑制をどう実現するかの問題がある。企業の対応だけでなく国がどうバックアップするかの検討も重要。

・　中小企業にとって、現在の「営業秘密管理指針」や「技術流出防止指針」は難解であり、社内の管理体制を整備するに際にも活用が難しい。

・　大学と企業の共同研究に学生が参加して営業秘密に触れる場合、学生が関連分野に就職することも含め、どう取り扱うかという視点の議論も必要。

4．海外動向

・　米国では、「Office of the National Counterintelligence Executive」という組織が経済スパイの情報を、FBI、CIA、国防総省、麻薬取締局等から収集し議会へ報告している。また、FBIが営業秘密保護のトレーニングサービスをしている。

韓国では、昨年6月に営業秘密保護の専門組織「営業秘密保護センター」が設立され、トレーニングサービスが行われている。

【今後の検討の方向性】

- 営業秘密侵害の立証負担軽減（特に国外での使用・開示の証明等）について、海外の制度や動向を調査・研究した上で、不競法の検討のみならず、民事手続や刑事手続の在り方も含めて幅広い観点から検討するべきではないか。
- 営業秘密侵害行為により不正に製造された商品のグローバル流通を防止するための国際協調の在り方について、海外の制度や動向を調査・研究しつつ、検討に着手することが必要ではないか。
- 日本における技術・営業秘密保護のための取組を促進するために、米国海外セキュリティ・アドバイザリー協議会（OSAC）、米国「ナショナルカウンターインテリジェントエグゼクティブ（ONICX）」、韓国「営業秘密保護センター」などの諸外国の取組を参考にしながら、産業界と政府が一体となり事例の情報共有などを行う体制を構築するべきではないか。
- 人材を通じた技術流出に関する実態調査の結果を踏まえた対応として、営業秘密の管理について基本的対策をとれていない企業・大学等については早急に支援すべきではないか。例えば、①既存の指針・ガイドライン（営業秘密管理指針など）の内容の一層の周知徹底を図るべきではないか。②人材を通じた技術流出に関する実態調査の結果を踏まえ基本的な対策ができていない企業（特に中小企業）については、事例を集めた理解しやすいパンフレットを作成しセミナーを開催するなどの支援を行うべきではないか。③企業が営業秘密管理の適切な実施をPRすること（営業秘密に関係する認証等の取得状況についてのアニュアルレポートでの報告など）の促進についての検討（メリット・デメリットを含め実施の是非も含めた検討）をすべきではないか。

【課題3】審査基盤の整備

（特許審査の迅速化による審査結果の海外への早期発信）

我が国企業の海外での事業展開・事業活動を促進するために、海外での円滑な特許取得を支援することが重要。したがって、必要な審査体制を整備したうえで、特許審査を迅速化して、質の高い審査結果を海外へ早期発信し、我が国の審査結果の海外での活用を促すことが必要ではないか。

【特許審査の状況】

任期付審査官の採用、先行技術調査の外注の拡大等をはじめとした審査の迅速化施策により、審査順番待ち件数及び審査順番待ち期間は着実に短縮。

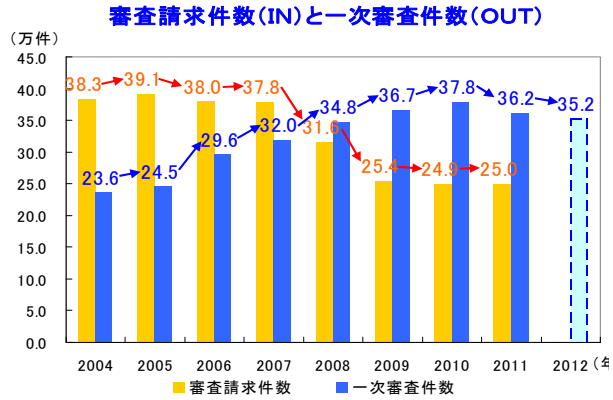

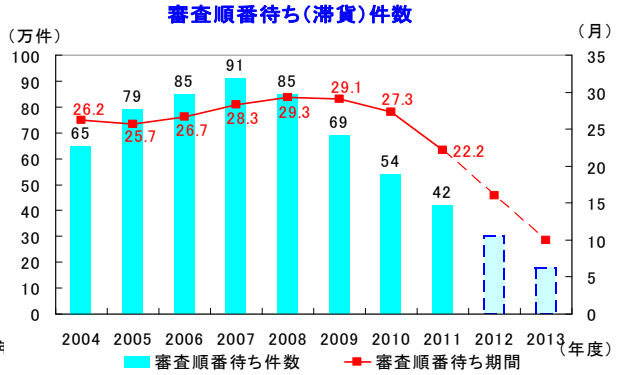

出典：「知的財産立国に向けた新たな課題と対応」（特許庁,2012年6月）

日本への特許出願件数は近年減少傾向にあるものの、日本国特許庁が受理するPCT 出願件数は大きく増加。PCT 出願は一定期間内に審査する必要があるため、PCT 出願が増加すると、その分国内出願の審査が後回しになる可能性がある。

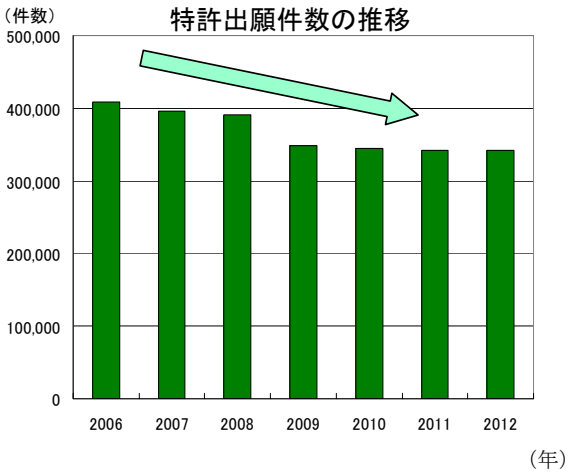

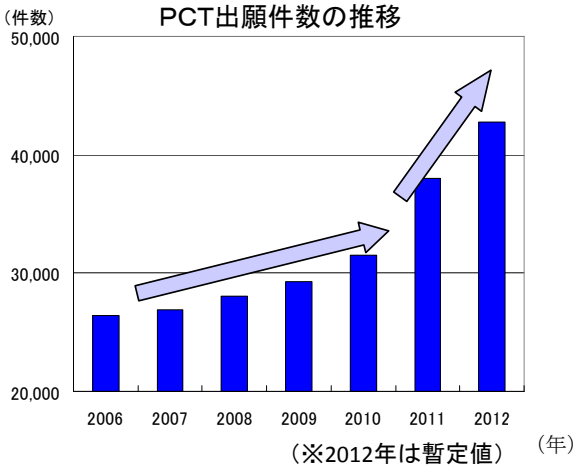

【最終処分期間の短縮に向けた世界の動き】

審査順番待ち期間が短縮される一方で、主要国では、最終処分期間を短縮する動きが強まっている。

例えば、米国では、最終処分期間を2015年までに20か月へ短縮予定である（米国特許商標庁2010－2015戦略計画）。また、2012年3月に発効した米韓FTAは、特許付与が「出願日から4年以上、または、審査請求日から3年以上」遅れた場合、特許期間を延長すると規定しており、米国は、韓国以外にも、シンガポール、オーストラリア等とのFTAにおいて、最終処分期間を規定している。

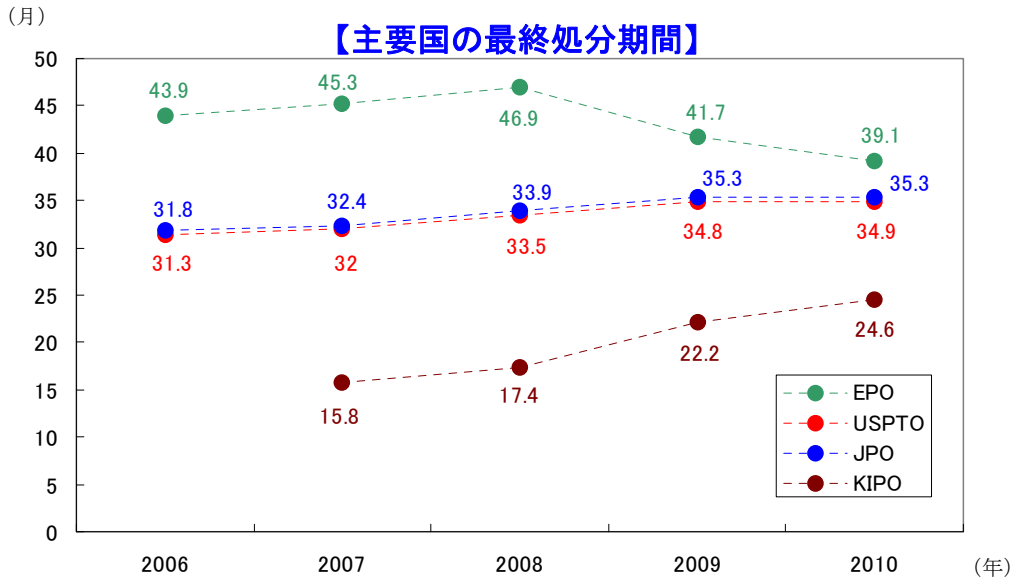

【審査体制の整備】

先進国特許庁が審査官の増員等の体制強化を実行するなか、我が国においては、2013 年以降、任期付審査官の任期満了にともない、審査官数が大幅に減少。予算や人員の手当てを行わない場合、審査順番待ち期間が再び長期化するとの試算あり（特許庁試算）。

【五大特許庁における審査官数の推移】

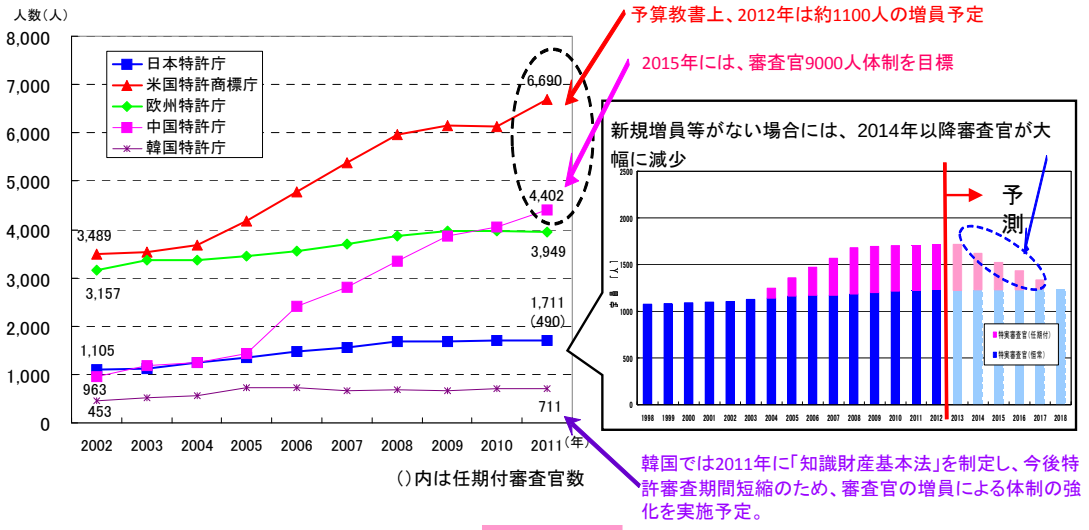

【審査順番待ち期間】

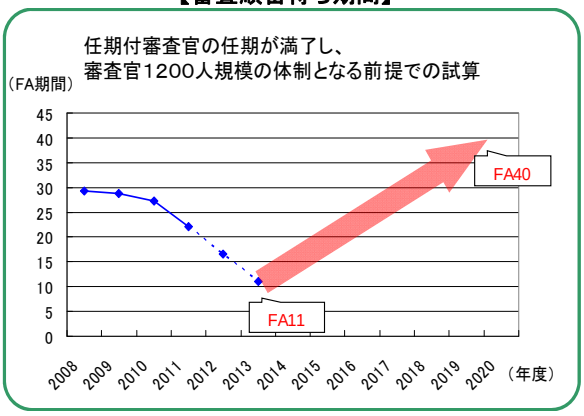

出典：「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題」及び「知的財産立国に向けた新たな課題と対応」（特許庁，2012年）

【専門調査会等における委員からの意見】

- 審査官数維持への強いメッセージを出すべき。任期付審査官の問題については、優秀な人材を特許庁において確保・維持していくことは必要。FA 期間がリバウンドしてしまうことは避けなければならない。
- 知財制度を検討する上で、審査官の人員維持は非常に重要である。グローバル化への対応や ASEAN や新興国支援における審査官派遣は重要な施策。ただ、総定員法に関わる事項であり、簡単に実現できる話ではないので、強くかつクリアなメッセージをこの専門調査会において打ち出していくことが必要。

【今後の検討の方向性】

- 我が国企業の海外での円滑な権利取得を支援するために、最終処分期間も含めて特許審査を迅速化し、我が国の審査結果を海外へ早期発信すべきではないか。
- 任期付審査官の任期満了にともない、2014年以降審査官数が大幅に減少することになるが、引き続き特許審査の迅速化を進めるためには、審査体制の整備・強化を進めるべきではないか。

【課題4】適切な権利行使の在り方

１製品多数特許の新しい時代の知財制度において、特許権等に基づく差止請求権の在り方についてどのように考えるべきか。

【ユーザーによる意見】

事業を行っていない者による特許権の行使について

- **制限の必要性があるとする意見**
  自らは特許発明を実施せず、差止請求権を盾に高額な賠償金や実施料を要求する等の行為は不当であり、イノベーションを阻害するものであるので、このような場合には特許権者による差止請求権の行使を認めるべきでない。
- **制限に慎重な意見**
  我が国の特許制度には、懲罰的賠償など侵害を抑止する手立てが少ない。また、特許権侵害訴訟における特許権者の勝訴率も低い。このような状況において、差止請求権を制限すると、我が国の特許権がさらに弱体化するおそれがある。

技術標準に係る特許権の行使について

- **制限の必要性があるとする意見**
  技術標準の形成・活用が妨げられ、技術標準化への参加者のみならず社会も損失を被るため、権利行使を認めるべきではない。
- **制限に慎重な意見**
  差止請求権を制限することにより、特許発明の実施者（標準化技術の利用者）は差止めを受けるおそれがなくなる。その結果、実施者がライセンス交渉のテーブルにつかず、または交渉が長引き、特許権者が不利益を受けるおそれがある。

製品に対する寄与度の低い特許に基づく権利行使について

- **制限の必要性があるとする意見**
  製品全体に対する特許の寄与度が低いにもかかわらず製品全体の製造や販売が差し止められるため、影響が大きい。
- **制限に慎重な意見**
  一定期間があれば、特許回避は容易であるため、差止めを認めたとしても、それほどの影響はない。他方、設計変更などにより特許回避が容易でないのであれば、むしろ製品における寄与度が高い特許であることが多いといえるのであるから、そのような場合にこそ差止めを認容すべき。

出典：産業構造審議会知的財産政策部会報告書「特許制度に関する法制的な課題について」(2011年2月)

【差止請求権に関する主要諸外国の規定】

① 米国

米国特許法第283条は、管轄権を有する裁判所は「衡平の原則に従って・・・裁判所が合理的であると認める条件に基づいて」差止命令を出すことができると定めており、差止命令を出すか否か、及び差止めの範囲は、裁判所の裁量事項であると解されている。

連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）は、従来、特許権侵害事案について原則として差止請求を認容する運用を行っていたが、2006年5月のeBay判決ではこの運用を連邦最高裁判所が覆し、差止めの認容については、裁判官が以下の要素を考慮して判断することとなった。

- 権利者に侵害を受忍させた場合に回復不能の損害を与えるかどうか
- その損害に対する補償は金銭賠償のみでは不適切か
- 両当事者の辛苦を勘案して差止めによる救済が適切かどうか
- 差止命令を発行することが公益を害するかどうか

② 英国

英国特許法上の差止め（英国特許法第６１条第１項）は衡平法上の救済方法であり差止命令を出すか否かは裁判所の裁量事項であると解されているが、終局差止めについては、特許権侵害が認められれば通常は認められる。

③ ドイツ

特許権侵害があれば、原則として差止請求は認められる（ドイツ特許法第１３９条第１項）。なお、差止請求権の行使が権利の濫用に当たる場合には、信義則に関するドイツ民法第２４２条に基づき、差止請求権の行使が制限される可能性がある。

出典：産業構造審議会知的財産政策部会報告書「特許制度に関する法制的な課題について」（2011 年 2 月）

【標準必須特許の差止めの制限に関する動き】

・電気通信に関する国際標準化機関 ITU（国際電気通信連合）は、イノベーションと競争を阻害しかねない特許のホールドアップ問題等に関し、現行の特許ポリシーの改善に向けた検討を行うため、情報通信分野の主要大企業の他、欧米競争当局、欧米特許当局、国際標準化団体を巻き込み、RAND※宣言済み必須特許による差止めの是非、RAND 条件のうち「リーズナブル」の解釈等の標準規格に関わる特許問題をアドホックグループで集中的に議論を継続中。

※Reasonable And Non-Discriminatory

＜主な関係者の意見＞

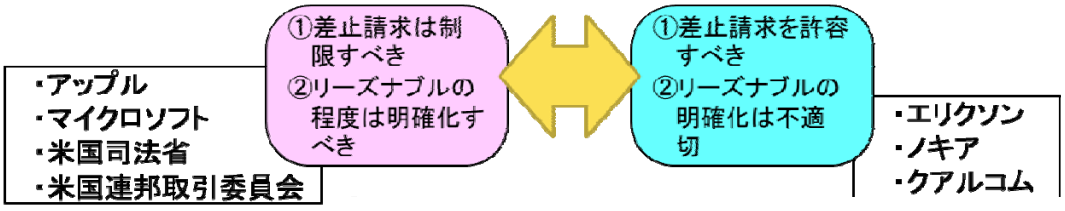

※②については、議論の場においては明示的に言及されていない

2012/12/20 EU委員会

◆サムスンの「標準必須特許を根拠に販売等差止命令を請求」は、EU独禁法（支配的地位の濫用）に抵触する疑いがある旨の「予備的見解書」を送付。

- FRAND宣言をした場合は、適正妥当な対価をもってライセンスを許諾すべきものであり、実施の差止めを求めることは反競争的な行為。
- 差止命令を求める事は、許諾交渉を（権利の濫用によって）不当に歪める可能性がある。
- 実施許諾を拒む場合は、支配的地位の濫用にあたる。
- FRAND宣言が、消費者や企業や公共のために尊重されるべき。

※2012/12/18 には、サムスンは、EUにおける対アップル訴訟のうち「標準必須特許を根拠とする差止命令部分」の取り下げを突如発表。

2013/1/3 米国連邦取引委員会（FTC）

◆昨年グーグルが買収（125億ドル）したモトローラモビリティ保有の特許（24000件以上）には、FRAND宣言した標準必須特許が含まれ、これを根拠にグーグルは、ITC・裁判所に差止め請求をしていた。

◆今回グーグルは、FRAND宣言した標準必須特許は従前とおり実施許諾し、差止め請求を取り下げることに同意。

2013/1/8 米国司法省・特許商標庁 Policy Statement

◆FRAND特許権者が標準利用者に対して、輸入禁止請求等の圧力をかけると、公正な競争環境と消費者の利益に被害をもたらす懸念あり。

◆司法省と特許商標庁は、コンセンサス標準化活動に参加する強いインセンティブが維持されるよう、FRAND宣言の意味により大きな確実性があることを求める。

＜経産省資料＞

【公正取引委員会のガイドライン】

「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（平成 17 年 6 月）抜粋

第2. 標準化活動／3. 規格技術に関する特許権の行使と独占禁止法の適用

「標準化活動に参加し、自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた特許権者が、規格が策定され、広く普及した後に、規格を採用する者に対して当該特許をライセンスすることを合理的理由なく拒絶する（拒絶と同視できる程度に高額のライセンス料を要求する場合も含む。）ことは、・・・競争が実質的に制限される場合には私的独占として、競争が実質的に制限されない場合であっても公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法（その他の取引拒絶等）として独占禁止法上問題となる。」

【標準必須特許の事後出願】

・標準規格制定の審議プロセスにおいて提案された文書をもとに、提案者以外の第三者（※）が規格決定後に標準必須特許の出願を行う場合が散見される。具体的には、標準必須特許に関し、DVD の分野では７割、W-CDMA の分野では４割が規格決定後の出願であると指摘されている。

※ 審議プロセスを注視し、提案者が特許を出願していない領域での特許出願を行うことを目論む後発企業等

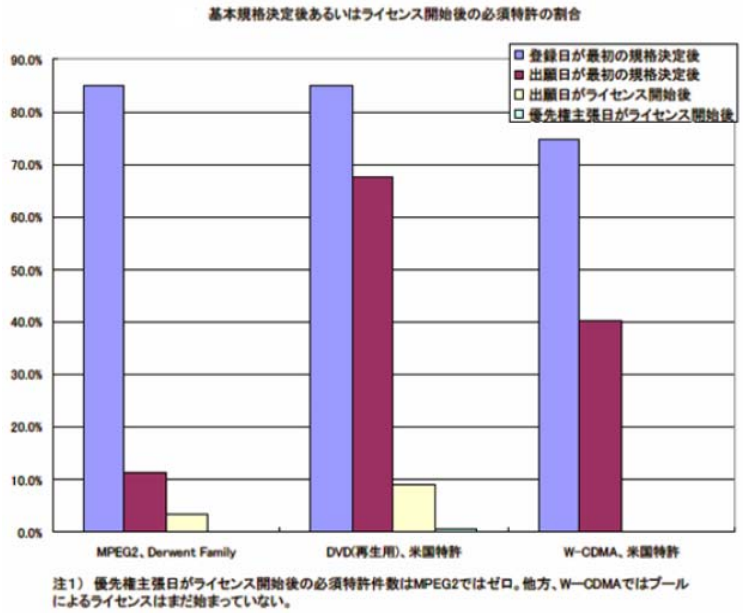

注1） 優先権主張日がライセンス開始後の必須特許件数はMPEG2ではゼロ。他方、W-CDMAではプールによるライセンスはまだ始まっていない。

出所：独立行政法人 経済産業研究所「技術標準にかかる必須特許の成立及びその構造的特長についての研究」

・仮にこのような出願に係る特許権に基づき差止請求が行われた場合、被請求者側は当該特許の無効審判等を通じて争うことが想定されるが、その負担は非常に大きい。
・我が国特許庁では、国際電気通信連合（ＩＴＵ）等の規格文書とそれに係る公知の提案文書を審査資料として活用している。
・一方で、欧州特許庁は、国際電気通信連合（ＩＴＵ）、欧州電気通信標準化機構（ＥＴＳＩ）及び民間標準化団体（ＩＥＥＥ）との間で、規格制定に係る提案文書（技術情報）を公知の情報として共有するための取組を開始している。

【専門調査会等における委員からの意見】

- 差止請求権自体は、権利者を保護するため重要であるが、乱用的な権利行使が散見されることから、経済社会全体のマイナスにならないよう、適切な権利行使の在り方を検討するべき。
- 特許の強さなど各業種の特性を考慮しつつ、日本の国際競争力強化につなげることを念頭に置くべき。
- 差止請求権の適切な在り方については、判例と成文法を組み合わせることで解決を図れないか。

【今後の検討の方向性】

- 権利行使の実態の調査や海外における議論を踏まえ、適切な権利行使の在り方について引き続き検討するべきではないか。
- 標準必須特許による差止請求を制限すべきか、RAND 条件の取り扱いをどうするか等、国際ルール形成に積極的に参加すべきではないか。
- 国際標準に関する機関・団体の規格制定に係る提案文書（技術情報）のうち公知性の明らかな情報を、特許庁において審査資料として活用し、より適切な特許権の付与へとつなげるべきではないか。

【課題5】紛争処理機能の強化

現在の知的財産訴訟制度は不活性であるという意見がある一方、知財高裁は機能しているという意見もある。現在の知財訴訟制度には問題点があるのか、また、より魅力ある知財訴訟制度とは如何なるものか。

【知財訴訟件数の推移】

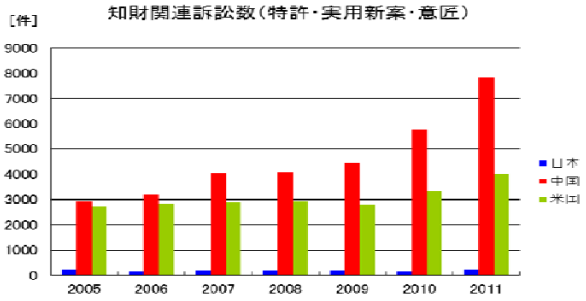

※　米国には植物特許を含む。また、米国には実用新案制度がない
※※　日本中国は1月～12月、米国は10月～9月

出典：「知的財産立国に向けた新たな課題と対応」（特許庁,2012年8月）。なお、2011年の日本のデータについては「平成23年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」（最高裁判所事務総局行政局）に基づき知財事務局が作成

【特許登録件数と訴訟件数の対比】

1つの試算として「1997－2009の13年の累積裁判件数」を「2010年の登録件数」で除算したもの。※（知財事務局作成）

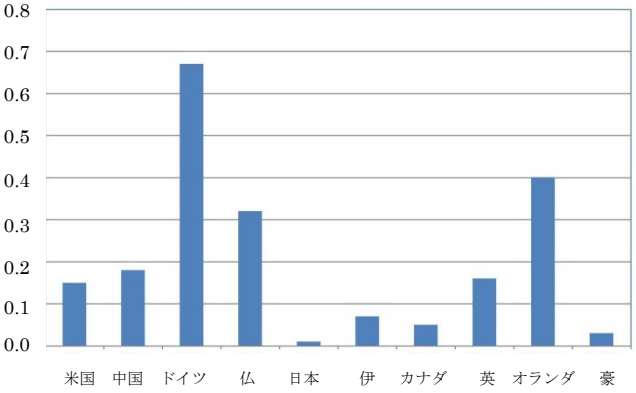

※知財紛争が生じた場合、国民性や法制度の違い等から、例えば米国では、訴訟提起後に交渉を開始する例が多い一方、日本では、提訴に先立って当事者が相対交渉を行うのが一般的であり、提訴前に当事者間の交渉で解決することが多い点には留意が必要。

【各国の特許侵害訴訟（第一審）の平均審理期間】

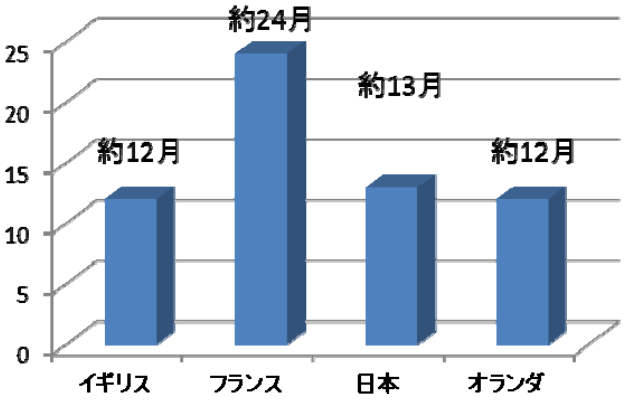

【特許侵害訴訟における特許権者の勝訴率】

各国の特許侵害訴訟（一審）での特許権者の勝訴率

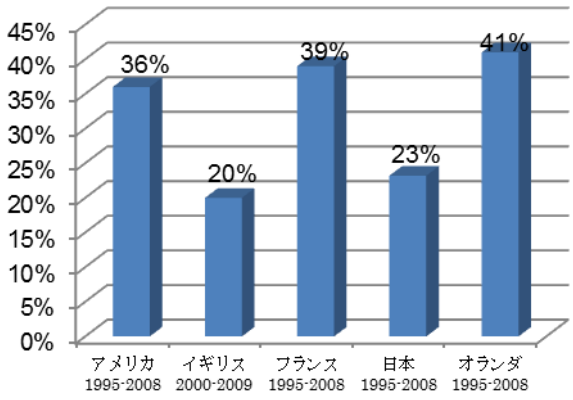

"Aron Levko, 2009 Patent Damages Study - Preliminary Results, FTC Panel Discussion, 2009年2月"
及び"Finnegan's Global IP Project Managing IP, 2010年9月"に基づき知財事務局作成

権利者（特・実）が敗訴した事件のうち権利無効が原因で敗訴した事件の割合

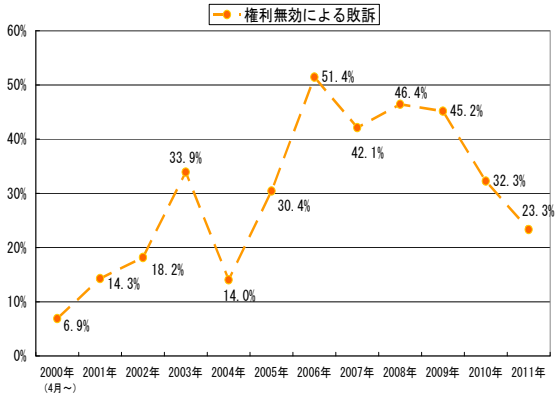

出典：「審判の現状と課題」（特許庁,2012年）

※独については、デュッセルドルフ裁判所のみのデータでは、2006年～2009年の権利者勝訴率は63%。

【参考：米国における知財訴訟制度に関する特徴的な制度】

＜三倍賠償制度＞

●米国では特許法 284 条により、特許侵害訴訟の損害賠償額について、“裁判官（court）は賠償額を三倍まで増加させることができる”と記載している。なお、これまでの判例により、三倍までの加重は懲罰の趣旨のものであって、故意（willful）または不誠実（bad faith）な侵害の場合にだけ行使できるものとされている。

＜ディスカバリ制度＞

●米国では民事訴訟の公判審理に際して、当事者が相手方に対して、提出できるあらゆる事実または証拠を開示させることを許すディスカバリ制度があるため、特許侵害事件について証拠の入手が比較的容易であるといわれる。特許侵害訴訟を開始する場合には、相手方が特許を侵害していると信じるに足る情報と証拠があればよく、侵害についての確実な証拠は、訴訟を提起した後、ディスカバリ制度により入手することができる。

＜有効推定規定＞

●米国特許法においては、侵害裁判所においては特許が無効であるとの判断については謙抑的に行うべきとの考え方から、特許権は有効であるとの推定規定（282条）が設けられており、有効性の推定を覆すには、「明確かつ確信できる証拠（clear and convincing evidence）」が必要とされている。

【知財高裁による情報発信】

●知的財産高等裁判所ウェブサイトにおける情報発信

- 判決（ほぼすべての判決の全文）、統計（知財高裁の平均審理期間等）、知財高裁の活動状況（国内・海外における研究会、会議の状況や外国の法曹関係者等の訪問時の意見交換概要、知財事件担当の裁判官等の論文等の資料）を随時掲載。
- 英語で、先例的価値の高い判決の要旨（一部の大合議判決については全文）を発信しているほか、コンテンツの一部（知財高裁の概況・統計等）については、英語、仏語、独語、中国語、韓国語でもグローバルに情報発信。

●国際交流

- フォーダム大学ロースクール主催の国際会議参加（米）、ワシントン大学CASRIP主催の国際会議・米国特許法夏期セミナー参加（米）、欧州特許裁判官シンポジウム参加（欧州）、マックスプランク研究所における研究（独）を継続的に実施。

➢ 知財高裁を訪問した各国（米国、ドイツ、中国、韓国、オーストラリア、ロシア、インドネシア、マレーシア、ベトナム）の裁判所高官等との意見交換の実施。

日米知財裁判カンファレンス（平成23年10月）
アメリカ連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）のランドール・レーダー所長判事以下が来日し、パネルディスカッションや模擬裁判、日米における知的財産事件の審理等についての議論に参加。

知的財産法及び政策に関する国際会議（平成24年4月）
フォーダム大学ロースクール（米・ニューヨーク市）にて開催された同会議に知財高裁の判事が参加し、パネリストやスピーカーとして日本の知財訴訟を紹介。同会議では世界約30か国から、知的財産関連の裁判官、特許庁を含む政府関係者、弁護士、大学教授等が約550名参加。

知的財産高等裁判所ウェブサイトに基づき知財事務局作成

【専門調査会等における委員からの意見】

- 企業、大学、特許庁、裁判所など全体を知財のエコシステムとして捉え、日本に来れば知財をしっかり保護してくれると思わせる制度を構築するべき。
- 侵害訴訟が不活性。知財高裁の機能を回復する必要がある。三倍賠償制度やディスカバリ制度の導入など、制度を活性化することを考える必要がある。
- 進歩性がある技術については裁判においてもしっかり守ってほしいが、そうではない技術についても保護するなどしてプロパテントに走る事は日本の企業や国民の利益にならない。
- 知財高裁は機能している。判決をオープンにすることにより、紛争処理の予測性が上がり、訴訟外での民間による紛争解決機能も格段に向上した。
- 知財訴訟を担当する裁判官によってグローバルな情報収集，発信，交流等が行われてきたが，今後は紛争処理という面でもグローバルな動きを視野に入れていくことを期待する。

【今後の検討の方向性】

- 知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、民間、裁判外紛争解決、特許庁、裁判所等の知財紛争処理システム全体について、他国における制度等の調査・分析を行った上で紛争処理機能の在り方について検討するべきではないか。
- 日本の知財訴訟結果のグローバル発信力を引き続き充実させる必要があるのではないか。

【課題6】 国際標準化・認証への取組の強化

日本製品の強みを生かすためには、国際標準化・認証に関してどのように取り組むべきか。

【我が国の主な認証機関】

	製品認証		マネジメントシステム認証	
認定機関・制度	経産省等（JIS マーク制度）	農水省（JAS マーク制度）	JAB（品質,環境等）	JIPDEC（情報セキュリティ等）
認証機関数	25 機関	100 超機関	47 機関	26 機関

出典：各機関 HP より知的財産戦略推進事務局調べ

●主な認証機関

（一財）日本品質保証機構の他、（一財）電気安全環境研究所、日本電気計器検定所、（一財）建材試験センター、（財）日本食品分析センター、（財）日本冷凍食品検査協会、（一財）日本海事協会等

国際標準化と一体的に考えるべき認証の取組について、諸外国と比較した場合、我が国の認証機関の歴史は浅く、また各認証機関に業務が細分化されていることから、その規模（従業員数、売上高規模、展開国数）も小さい。

【各国の主な認証機関】

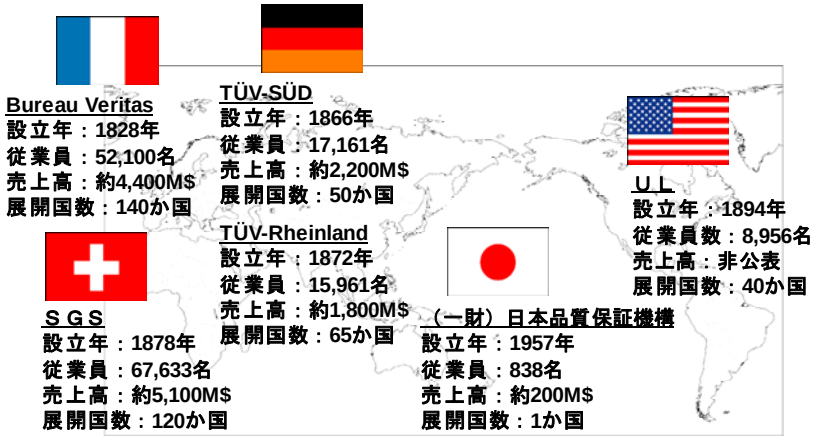

出典：各社 HP【2011 年度（各社の事業年度）末の数字】

【専門調査会等における委員からの意見】

- ロボットやスマートグリッドといった将来有望な分野に関して、認証の方針づくりに戦略的に取り組むべき。（第１回専門調査会）

【今後の検討の方向性】

- 今後の世界的な成長が期待され、我が国の優位性を発揮できる新たな産業分野（例：国際標準化に関する7つの特定戦略分野【先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギーマネジメント、コンテンツメディア、ロボット】等）における優位性の維持とグローバル展開を支援する観点から、国際標準化に対し戦略的な取組を強化・継続するとともに、連携を含めた国内の認証機関の強化・育成や海外の認証機関との提携や連携等を通じて、国際的に通用する認証体制を整備していくべきではないか。
- 既存の産業分野においても、強制法規における認証手続の合理化等を通じ、海外市場との整合性を高めるべく、見直しも含めた国内の認証体制の適切な在り方について検討するべきではないか。

【課題7】産学官連携機能の強化

大学等の産学官連携体制の一定の整備の進展や国による産学官連携プロジェクトの推進などが見られる一方で、大きなイノベーションにつながっていないとの指摘や中小・ベンチャー企業の大学等との連携が少ないとの指摘もある。大学等の知を掘り起こして更なるイノベーションにつなげるためには如何なる取組を行うべきか。

【大学等、TLOにおける産学官連携体制の整備等の状況】

＜大学等における産学官連携組織の近況（平成23年度実績）＞

・大学等における知的財産の管理活用の整備状況は以下の通り。

【大学知的財産本部等の整備状況（H23.4.1）
文部科学省 産学連携等実施状況調査 】

	回答機関数	既に整備している	今後整備予定である	整備する予定はない
総数	機関	機関	機関	機関
	(897)	(216)	(171)	(510)
	879	230	154	495
国立大学等	(91)	(74)	(3)	(14)
	91	75	4	12
私立大学等	(708)	(113)	(151)	(444)
	690	123	132	435
公立大学等	(98)	(29)	(17)	(52)
	98	32	18	48

※上段（）書きは22年度数値　　出典：科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会

＜大学等の特許出願件数、特許権実施等件数及び収入額の推移＞

・大学等の特許出願件数は概ね横ばい、特許権実施等件数は増加傾向。

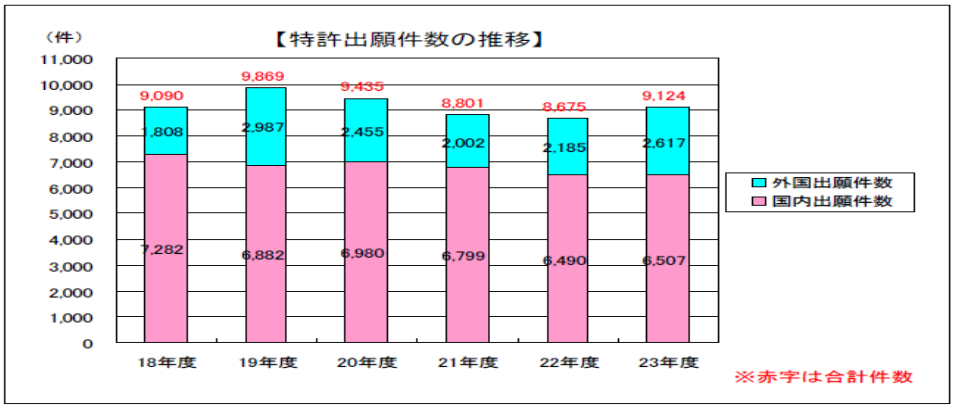

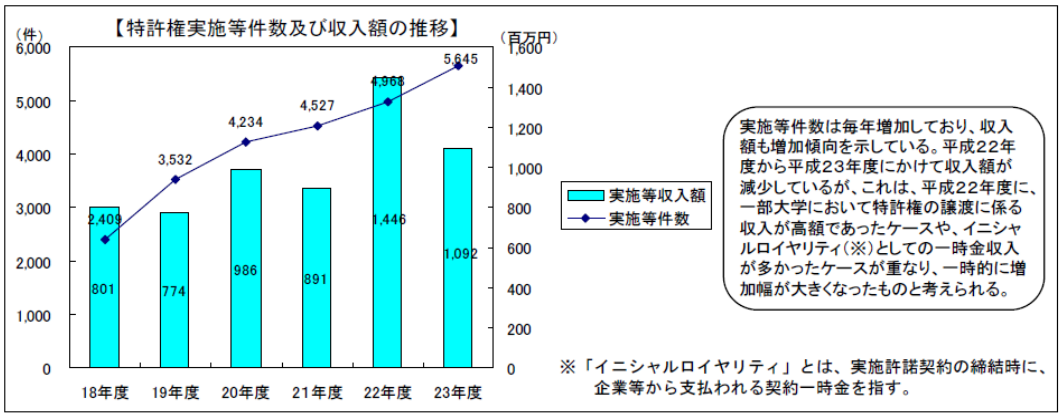

出典：文部科学省「平成23年度　大学等における産学連携等実施状況について」

＜大学等の産学官連携体制整備等に対する支援＞

・「大学知的財産本部整備事業」（平成15～19年度：支援対象　43件（単独又は複数連携した大学等））や、国際的な産学官連携活動や特色ある産学官連携活動の強化、産学官連携コーディネーター配置等の支援を行う「大学等産学官連携自立化促進プログラム」（平成20～24年度（平成20～21年度は「産学官連携戦略展開事業」）：支援対象67機関）により、知的財産本部等の整備が進展し、「大学等産学官連携自立化促進プログラム」は今年度で終了。

＜承認TLOの現状（45機関(平成22年度実績)）＞

・赤字の機関数：33機関（補助金を除く）
・従業員10名以内の機関数：32機関
・年間ライセンシング件数が10件以下の機関数：31機関
・年間ライセンシング収入が5百万円以下の機関数：22機関

＜承認TLOの実施許諾件数、実施料等収入の推移＞

・承認TLOが関与した実施許諾件数は増加傾向にあるが、実施料等収入は概ね横ばい。

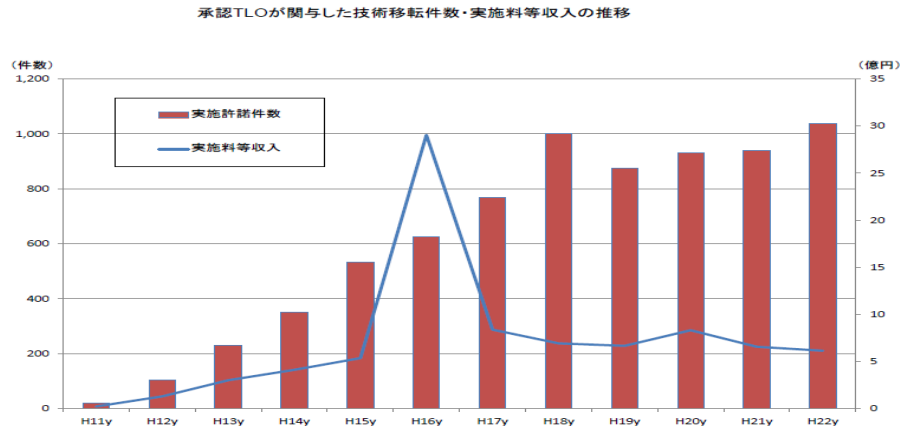

出典：経済産業省HP

＜TLOの体制整備等に対する支援＞

・承認から5年間、技術移転事業を行うために必要な費用の一部（スペシャリストの人件費・活動費等の2/3）の補助や地域の産学連携の拠点におけるTLO等の活動を支援する「創造的産学連携体制整備事業」が今年度で終了。

＜承認TLOの統合や設置形態の現状＞

・平成24年4月現在、承認TLOは39機関。

・知財本部への統合：東工大（19年4月）、筑波大（20年7月）、北大（21年5月）、長崎大（22年5月）、宮崎大（24年4月）

・広域型のTLO（2大学以上と連携しているもの）：関西ティー・エル・オー（京大、九大等）、テクノネットワーク四国（四国地域の大学等）等14機関（平成24年12月時点）

・分野専門型のTLO：名古屋産業科学研究所（バイオ・化学分野）

＜産学官連携における評価指標＞

・文部科学省と経済産業省の連携の下、産学連携活動の効果や効率性の適切な評価を図るため、試行的に評価が行われており、本年度中に評価指標が取りまとめられる予定。来年度から大学やTLOなどの各機関において、取りまとめられた評価指標に基づいて自主的な評価を行うことが期待されているところ。

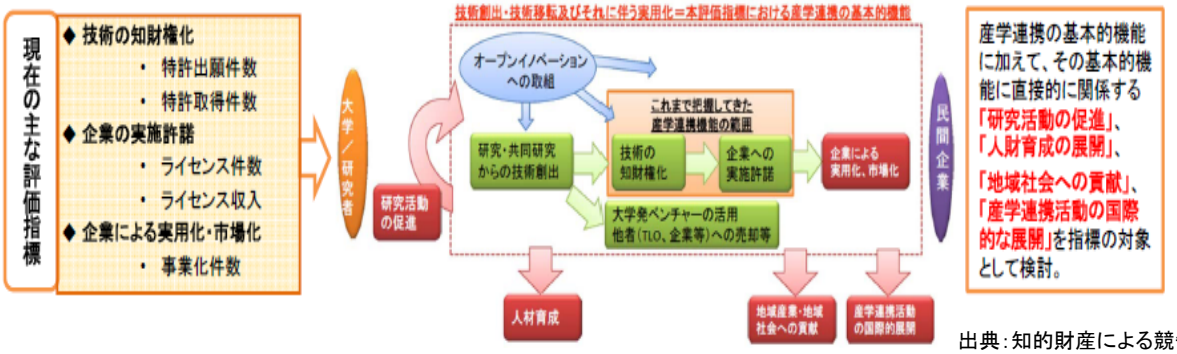

出典：知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会資料（平成24年1月20日）

【国プロジェクトによる産学官連携の新たな取組】

・これまでの大学等やTLOに対する支援等により、各機関において一定の産学官連携体制の整備が進展。

・このような状況も踏まえ、国において、以下のような新たな取組が進められているところ。

＜大学発新産業創出拠点プロジェクト（START）＞（平成25年度予算案20億円）

・本年度より、グローバル市場を狙う大学発のベンチャー企業の創出を目指す「大学発新産業創出拠点プロジェクト（START）」を実施。

・大学等発ベンチャーの起業前段階から研究開発・事業育成のための政府資金と民間の事業化ノウハウを持った人財（事業プロモーター）を活用。

・事業プロモーター自らが知財・技術評価を行い選定した、リスクは高いがポテンシャルの高い技術シーズに関して、事業プロモーターのマネジメントのもとで専門人財（起業家、知財人財等）を含めたチームを形成しつつ、知財戦略・事業戦略を構築しつつ、市場や出口を見据えて事業化を目指す。

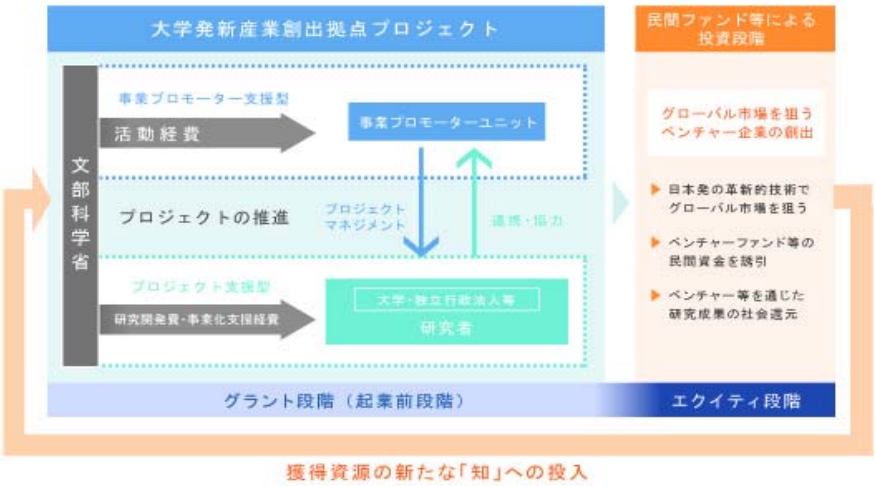

出典：文部科学省パンフレット

＜産学連携評価モデル・拠点モデルの実証事業＞（平成25年度予算案5億円）

・我が国の経済成長の源泉であるイノベーションを継続的に生み出すためには、産学連携活動や産学間の人財流動化を促進する環境を整備するとともに、客観的評価に基づくPDCAサイクルを取り込んだ産学官連携拠点の構築が不可欠。

・産学連携活動の評価指標を活用し、透明性の高い客観的なPDCAサイクルの確立に向けた評価制度のモデルケースを創出。

・加えて、産学官連携拠点における知的財産の運用ルールの構築や人財流動化を促進させる具体的計画を策定する拠点のモデルケースを創出。

・これにより、国内外から企業や研究者が集まる、世界の知を結集した魅力ある産学官連携拠点を構築し、連続的なイノベーション創出を促進。

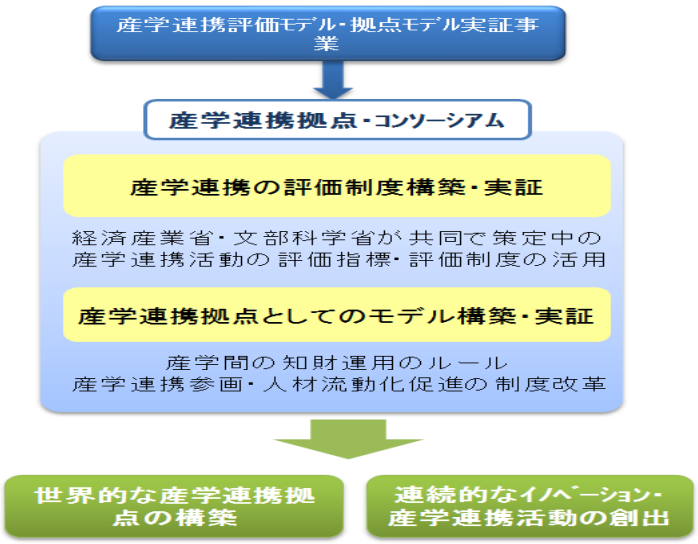

出典：経済産業省HP

【大学等の地域における産学官連携の取組例】

・産学官連携体制の一定の整備の進展に伴い、例えば、以下のような必ずしも規模の大きくない大学において、地域における産学官連携の積極的な取組が行われているところもある。

＜三重大学＞

・地域産業界との連携強化の推進を目的とした「三重大学地域戦略センター」を新設し、具体的な地域活性化プロジェクトを地域自治体、地域企業に対し立案し、実行する機能を強化。

・産学連携活動を通した教育・研究を行う組織として「地域イノベーション学研究科」を設置し、同研究科の教員と連携して地域活性化プロジェクトを推進することで、同研究科の大学院生及び地域企業の「知財を活用した研究開発に関する実践的教育」（知財の創造、保護、活用の体験教育）を支援。

＜奈良先端科学技術大学院大学＞

・企業と議論を重ねて課題を決める「課題創出型」の取組を実施。

・具体的には、ダイキン工業(株)との連携研究室(「未来共同研究室」)を立ち上げ、「世界中の人たちの健康維持への貢献」、「超クリーンな生活環境の創出」をテーマに、教員と企業から専門分野にこだわらない多様な研究者が一体となって、将来を見据えた広い社会的見地に基づいて取り組むべき課題を様々な観点から発掘し、課題解決に向けた社会に役立つ研究活動を開始。

＜九州工業大学＞

・地域の大学向けに定期的に地域産学官勉強会を開催し、大学発ベンチャー、地域企業の産学連携成功事例をもとに、ノウハウの共有化など各機関との連携を推進。

・学長等による企業トップの訪問を積極的に行い、各企業の研究動向とニーズの現状把握に努め、各企業に適した産学連携事業を展開。

【産学官連携についての有識者等からの意見】

・大学単位で設立された小規模TLOでは、技術移転に値する十分な特許が得られず、特許ライセンシング活動も沈滞化の悪循環で、経営が悪化している。

・大学内の知財本部、産学連携本部等との二重構造で、企業にとり混乱要因となっている。

・我が国は米国に比較して、大学等からの特許出願件数は十分な水準であるものの、大学等の特許登録件数、ライセンス件数及び収入、製品化件数、大学発ベンチャー起業数で、大きく見劣っている。

（知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会資料より）

・米国でも産学連携の成果が出るのに１０年以上かかった。黒字化するまでには時間がかかる。

・実用化に至る技術に出会う確率は低いため、扱う技術が少ない小規模TLOでは実用化は難しい。一方で、技術移転には技術を理解するために大学の先生との対面が必要なので、対象とする大学の数が多すぎると逆に効率が悪くなる。

・TLOの分野を専門化するということもあるが、専門化しすぎると融合分野がカバーできなくなるというデメリットも出てくる。

・大学等の方針によって、産学官連携の取組に力を入れているところとそうでないところで大学間に差が出てきている。

・日本の企業は産学官連携に対する関心が低い。特に中小・ベンチャー企業の大学等との連携は大企業と比べると少ない。

（知財事務局による有識者ヒアリングより）

【専門調査会等における委員からの意見】

- 創造分野における具体的な施策がこの数年、余り目立ったものがないように思われるので、イノベーションが起こりやすくなるような政策を、創造分野にたくさん盛り込んでもらいたい。
- 産学連携機能の評価指標に基づいて、大学等の研究成果がどのようにイノベーション創出に結びついていくのかを評価することは重要。
- 大学の特許のベンチャー企業へのライセンスは少なく、その結果、ハイテクベンチャーは少ない。大学がベンチャー企業にライセンスしていくような改善策が必要。

【今後の検討の方向性】

- 産学官連携活動の評価指標を大学・TLO等の機関が積極的に活用し、その評価結果に基づき、各機関が自らPDCAを回すことで、知の掘り起こしや実用化への取組を高めることが重要。その取組を促進させるために、大学・TLO等の評価結果の公表を促すことや、産学連携活動の評価などに関するモデル拠点を創出することが必要ではないか。
- 大学等と中小・ベンチャー企業との連携を促す取組が必要ではないか。
- 企業や大学等の未利用特許をより効果的に活用するためには、グローバル展開も含めて特許流通促進を支援する専門人財が必要ではないか。

③グローバル知財人財の育成・確保

【課題1】 世界で戦えるグローバル知財人財の育成

世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財を如何にして育成すべきか。

【知的財産人財の数について】

弁理士の数は増加しているものの、企業を中心として他のセクターにおいては、最近 5 年間では現状維持またはやや減少傾向にある。中小企業においては、知財専任の担当者が2名以下というところが大半である。

企業等の知的財産担当者数の推移（全体推移値）

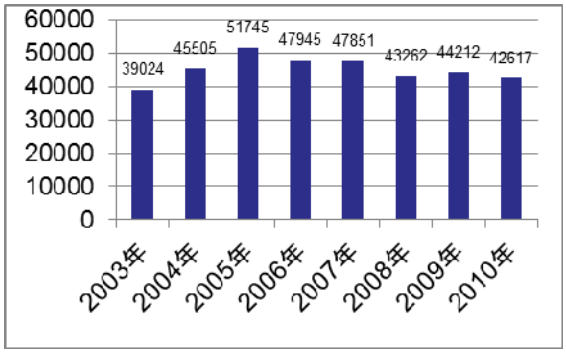

出所：特許庁「平成 23 年知的財産活動調査報告」

弁理士数の推移

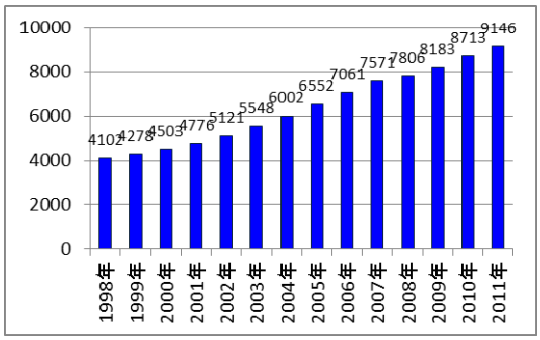

※人数は各年末現在。
出所：特許庁 「特許行政年次報告書2012年版＜統計・資料編＞に基づき作成

審査官数

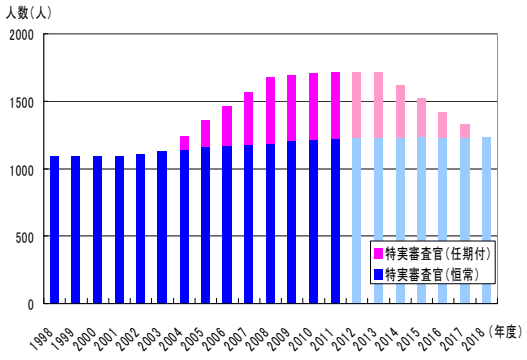

出所：特許庁資料に基づき作成

企業の知財部門の人員数の分布

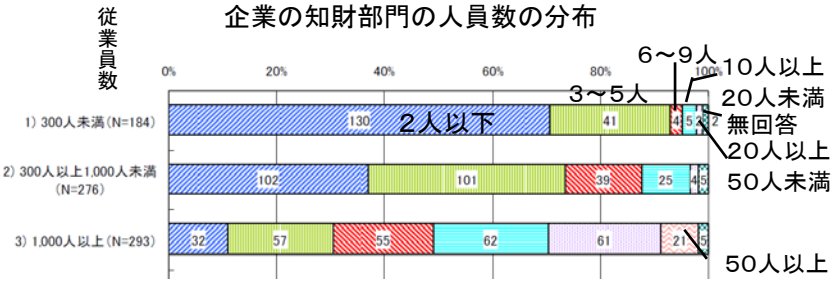

出所:知的財産権制度を巡る新たな状況に対応した人材育成の在り方に関する調査研究報告書（みずほ情報総研株式会社）（平成 23 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）

教育機関（大学等）・TLO の知的財産担当者数の推移

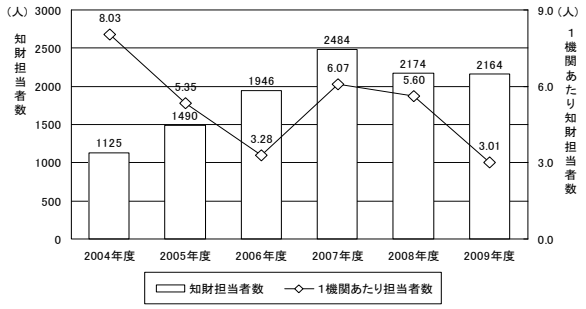

出所：特許庁（2011）「平成 22 年知的財産活動調査報告書」

【エレクトロニクスメーカー知財担当役員に対するヒアリング結果】

・事業に活用できる知財について戦略的に考えるだけでなく、自分のビジネスを他社の特許を使わないで実施するためにはどうすればよいか、あるいは市場を作るために標準化をどう進めるか等、事業戦略のなかで知財をどう組み合わせるかという点が重要になる。

・知財についての意識が高い企業でも、知財活用が経営から分離しており、経営に知財を活用するという意識が有効に働いていない場合がある。

出所:知的財産権制度を巡る新たな状況に対応した人材育成の在り方に関する調査研究報告書（みずほ情報総研株式会社）（平成 23 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

【昨年度の本専門調査会における知財人財育成に関する主な意見】

・従来のように研究開発の成果を守るために事後的に特許を確保するだけでなく、事業構想を起点とした特許の確保、国際標準化や、デザインやブランドの価値を高める意匠・商標の確保、敢えて権利化しないノウハウ秘匿を含む、より高度で総合的な知財マネジメントを行える人財育成が必要。

・知財マネジメントの定石を把握させるための人財育成も必要。

【知財人財育成プラン】

グローバル競争が激化し、求められるイノベーションシステムが変化する中、競争力強化のために国際標準や知的財産を戦略的に活用できる人財（知財マネジメント人財）や、世界を舞台に活躍できる知財人財（グローバル知財人財）の育成・確保が急務であることを踏まえて、2012 年 1 月に知財人財育成プランを策定し、事業戦略的な知財マネジメント人財を養成するための場の形成や知財マネジメント戦略研究拠点の整備等の施策を打ち出した。

具体的な取組のひとつとして、特許庁では「平成２４年度知的財産国際権利化戦略推進事業」（事業委託先：一般財団法人知的財産研究所）において国内外企業の知財戦略・マネジメントに関する研究・分析を行っており、平成２５年３月に調査研究結果をとりまとめる予定。

「平成24年度知的財産国際権利化戦略推進事業」

テーマ1：知財資源の調達戦略
テーマ2：知的財産の権利化デザイン戦略
テーマ3：知的財産の権利化実行戦略
テーマ4：知財創造人財の確保・管理戦略
テーマ5：国際標準化戦略と融合した知財戦略

【海外における知財教育の現状】

海外においても、知財マネジメントの重要性が高まりをみせており、米国・欧州を中心として事業戦略との一体的推進が重要であるという認識が広がりつつある。

米国・・・企業経営層向けに知財マネジメントのプログラムを提供（ハーバード大学、マサチューセッツ工科大学）。

欧州・・・ビジネススクールにおいて技術戦略のコースに知的財産の授業が取り込まれている（オックスフォード大学）。

中国・・・知財マネジメント関連のトレーニングが実施されており、企業の管理職も受講（中国人民大学）。

韓国・・・Master of Intellectual Property(MIP)のカリキュラムにおいて、ビジネススクールと連携（韓国科学技術院）。

【米国ハーバード大学の取組み】

・事業戦略と知財戦略の一体的推進が重要であるとの認識の下、ロースクールとビジネススクールが連携して企業経営層向けのプログラムの提供に取組んでいる。

・2009 年から短期プログラム Intellectual Property & Business Strategy を毎年 2 月に提供。

・毎年40～45名が参加。

・参加者の3分の2が民間（企業幹部や弁護士など）、残り3分の1が政府関係者又は個人起業家。

・受講者の半数が海外からの参加。

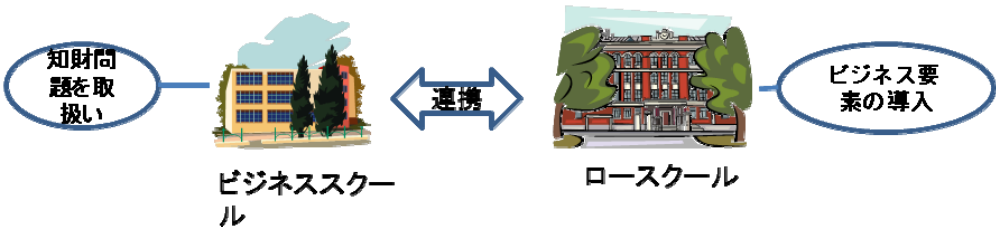

【諸外国の特許庁による取組み】

＜米国特許商標庁（USPTO）の取組み＞

国際知財研修院（Global Intellectual Property Academy; GIPA）では、海外の政府関係者を中心にしながらも、国内の中小企業や政府関係者にも知財教育を提供。このほか、特許部門（Office of Commissioner for Patents）には、イノベーション推進課（Office of Innovation Development）があり、主として、個人発明家・国内大学を対象に、知財（特に特許）についての教育活動を実施している。さらに、２０１０年に、長官直轄の組織として、教育課（Office of Education）が新設され、USPTO における児童・学生を対象とした教育・啓発活動を統括している。教育課は、児童などに単に知財の知識を教えるだけではなく、科学技術への関心を高めるため、全米科学財団（NSF）、航空宇宙局（NASA）などとも連携して活動している。

＜欧州特許庁（EPO）の取組み＞

欧州特許アカデミー（European Patent Academy；EPA）において、EPO の加盟国や大学、企業、裁判官などを対象として知財教育・トレーニングを実施している。2011年には、「知的財産とイノベーションマネジメント」というテーマのもとに、「ビジネスの成功のための知財情報」、「知財取引」、「特許紛争解決のための戦略」などのトレーニングが実施されている。また、中小企業や特許弁護士を対象に、基礎的な知的財産マネジメントのコースを提供している。オンラインによるトレーニングとしては、特許検索、特許出願、特許法や特許実務、ビジネスのための知財戦略などのトレーニングが設けられている。

出所: 欧州特許庁 HP 及び知的財産権制度を巡る新たな状況に対応した人材育成の在り方に関する調査研究報告書（みずほ情報総研株式会社）（平成 23 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）に基づき作成

＜韓国特許庁（KIPO）の取組み＞

国際知識財産研修院（International Intellectual Property Training Institute；IIPTI）において、知的財産専門家を育成することを目的とし、韓国における知的財産教育を提供。受講者の属性に応じて、政府職員用プログラム、民間セクター用プログラムなどに分類されている。また、オーダーメード型教育を実施しており、例えば一般の研究者向けに知的財産権および R&D 特許戦略の理解や明細書作成など実務能力向上を目的とした研究課程プログラムや、企業の特許部署勤務者や管理者向けに特許戦略の樹立を目的とした管理者課程プログラムを設けている。

出所: 韓国特許庁（KIPO）国際知識財産研修院作成資料に基づき作成

＜中国国家知識産権局（SIPO）の取組み＞

中国知識産権培訓中心（China Intellectual Property Training Center；CIPTC）において、審査官のみならず、専利（特許）代理人、出願人、地方知識産権局職員、地方政府幹部、裁判官、教育機関、東南アジアや中東アフリカ諸国の知財関係者なども対象として研修を行っている。また、各国の研修機関やロースクールとも連携して海外研修のとりまとめも行っている。

出所：特技懇 266 号（特許技術懇話会）に基づき作成

【専門調査会等における委員からの意見】

- 国際標準化や認証分野などに求められる英語力と交渉力を持ち、戦える人財を育てることが重要。

【今後の検討の方向性】

- 世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財や、経営層も含む知財マネジメント人財を育成するためには、諸外国の様々な知財情報、知財に関する法律的な知識、事業戦略と連携した知財戦略に関する知見やノウハウを包括的に提供できる場が必要である。このための、適切な場について米国特許商標庁（USPTO）などの取組を参考にしながら検討すべきではないか。

【課題2】 世界から優れた知財人財が集まるような仕組みの検討

世界の優れた知財人財を日本に集めるためには如何なる取組を行うべきか

【マックスプランク研究所（独）】

マックスプランク学術振興協会によって設立。80 近くの所属研究機関があり、知財関連については、マックスプランク知的財産権法・競争法研究所にて研究が行われており、知財に関しては、世界で最も著名な研究所のひとつ。世界中から研究者が集まり、日本からも数多くの著名な研究者が留学経験している。

（併設機関）ミュンヘン知的財産法センター（MIPLC）（独）

2003 年にマックスプランク研究所が中心となり、アウクスブルク大学（独）、ミュンヘン工科大学（独）、ジョージワシントン大学（米）の3大学とにより開設。LLM プログラムでは世界中から留学生が集まってきている。

LLM プログラム（2010-2011）：31 名

出身国：アルゼンチン・中国：7 名、イラン・イタリア・日本： 3 名、エチオピア、ドイツ、韓国・モンゴル・ノルウェー・ポーランド・ポルトガル・ロシア：2 名、シンガポール・スペイン・スイス・台湾・米国：1 名

出所：ミュンヘン知的財産法センターHP

【サムスン電子等にみる人財調達戦略】

- サムスン電子はデザイン経営を強化するため、世界的に著名な自動車デザイナーと契約。また、米国クアルコムで特許専門家（副社長）として活躍した韓国人弁護士を常務として招聘。
- サムスン電子やファーウェイは、欧米企業の標準化経験者を引き抜いて活動に参画している。日本企業ももちろんやっているが規模が圧倒的に違う。
- サムスン電子では、韓国に留学している外国人の直接採用も増えている。これまで現地で外国人を採用し現地勤務としていたが、最近、サムスン電子は韓国に留学中の外国人(非韓国系)を対象に、大規模な公開採用を進めている。韓国本社に勤務する外国人を現在の800人から、2020 年まで2000人に増やす計画。

【専門調査会等における委員からの意見】

- 人財の自前主義を脱し、かつてのベル研究所やマックスプランク研究所のような、世界から知財人財を集めて育てる場所を作ることを検討すべき。
- イノベーションは、日本だけではなくて海外でも起こっており、日本に取り込めるような仕組みを作れないか。
- 人財育成については、昨年、知的財産教育研究・専門職大学協議会が発足し、複数の大学が共同で知財に関し英語での講義を行うサマースクールなどの取組みを実施し、日本の企業の方に入ってもらっている。WIPOとの連携も視野に入れている為、人財育成に関する役割の一端を担ってもらう形もあるのではないか。

【今後の検討の方向性】

- 日本の知財システムをグローバルに展開すること及びグローバル人財の確保を目的として、グローバルな人財をターゲットとした知財教育プログラム（英語を基本とした講義等）を設けるべきではないか。また、この知財教育プログラムを着実に実行する体制の確立が必要ではないか。

2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

(1)基本的な視点

○ 中小・ベンチャー企業は、革新的な技術の創造の担い手として、また地域経済の担い手として我が国の産業競争力の源泉をなす存在であり、その事業活動の活性化は日本経済の成長と発展のために必要不可欠である。

○ 経済のグローバル化が進むにつれ、中小・ベンチャー企業も激しい国際競争に晒されており、今後さらなる飛躍・発展を遂げるためには、自らの事業に即した知財戦略を構築して、優れた知的財産を活用しつつグローバル市場を見据えた事業活動を推進していくことが重要である。

○ しかし、これまで様々な支援策を講じてきたにもかかわらず、未だ我が国の中小・ベンチャー企業の多くは、資金や人財の不足等により、優れた知的財産を保有していながらもそれを十分にビジネスに活用できていないのが現状である。

○ グローバル市場における競争が極めて速いスピードで激しさを増していることを考慮すると、一刻も早く我が国の中小・ベンチャー企業が自身の事業戦略に即した適切な知財マネジメントを実践できるようにする必要がある。

○ こうした状況を踏まえ、政府は一丸となって、中小・ベンチャー企業の知財活動を個々の状況に応じてきめ細かに支援する体制を抜本的に強化すること、及び、中小・ベンチャー企業の知財活動に対するインセンティブを一層高めることについて検討する必要がある。

（2）施策の方向性

中小・ベンチャー企業に対するきめ細かな知財活動支援

【課題1】中小・ベンチャー企業のグローバル展開支援体制の整備

グローバル展開する中小・ベンチャー企業の海外における知財活動を如何に支援するべきか。

【大企業と中小企業の特許の海外出願率】

●グローバル展開の進展に伴い、大企業が特許の海外出願率を増加させる一方で、中小企業は微増に留まる。

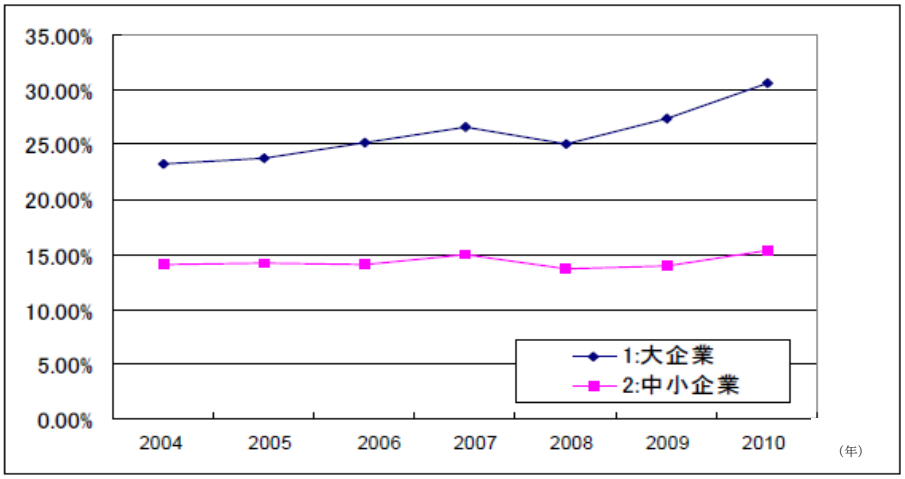

「知財立国に向けた新たな課題と対応」（特許庁，2012 年 6 月）から抜粋

【地域中小企業外国出願支援事業（補助金）】

特許庁では、都道府県等中小企業支援センターを通じ、国際的な事業展開のため戦略的に外国出願を行う地域中小企業に対し、費用の一部（費用の 1/2。特許出願は上限 150 万円、意匠・商標は上限 60 万円。）を助成。

	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
実施地域数	4 地域	8 地域	16 地域	26 地域	36 地域
支援企業数	11 社	25 社	71 社	102 社	―

「知財立国に向けた新たな課題と対応」（特許庁，2012 年 6 月）に基づき作成

【海外知財プロデューサー】

2011 年度から民間企業等での海外駐在経験のある知財専門人財 6 人を海外知的財産プロデューサーとして配置し、知的財産全般の多様なマネジメントを支援。

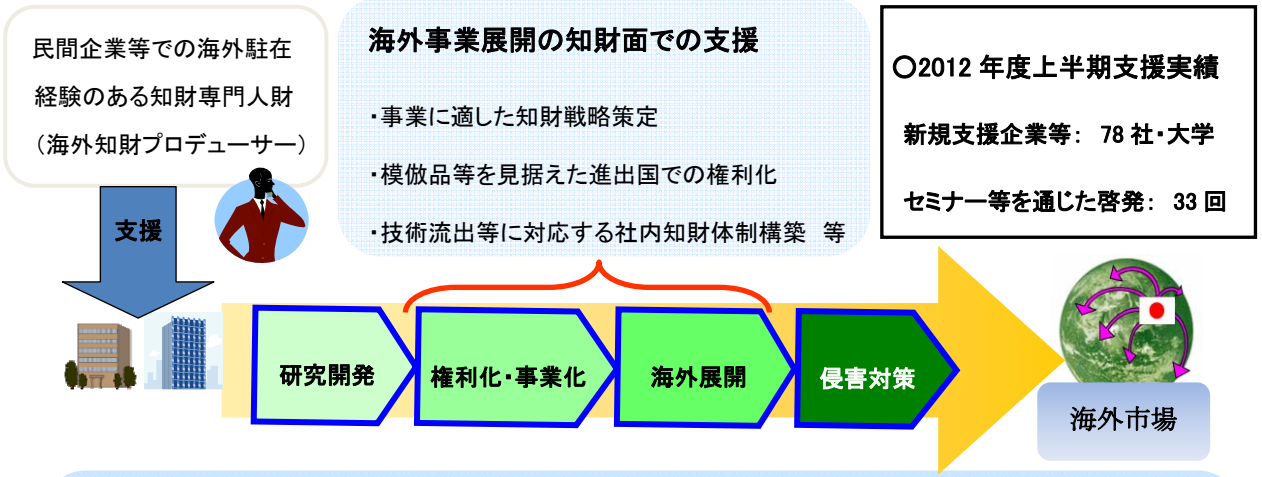

支援例

・外国出願を想定した特許のクレーム作成等、外国における商標出願のための事前調査等を含む留意点のアドバイス

・技術流出や冒認出願等の懸念を踏まえた、外国展示会出展、サンプル提供、ライセンス契約の方向性等の提案

・特許だけではなく商標等も組み入れた、海外展開に即した知財戦略の策定支援

【海外における知的財産活動の支援】（再掲）

●在外公館：知的財産担当官を任命（2005 年 3 月）

－ 模倣品・海賊版の被害相談、官民連携強化

●ジェトロ：海外ビジネスを展開する企業への支援の一部として、以下のような知的財産保護支援を実施。

※アジア新興国各国の事務所において知財専任の担当者がいるのは、北京、ソウル、バンコク、ニューデリーの4カ所。その他の事務所では駐在員が知財担当を兼任して対応。

・海外の侵害状況の調査支援：中小企業知的財産権保護対策事業（侵害調査費用の助成）

調査費用の 2/3（上限 300 万円）を支援、平成 24 年度予算規模約 3000 万円で 12 件の助成を実施見込み

・知的財産権問題研究グループ(IPG)の開催 － 海外における日系企業間の情報交換活動や政府機関との関係構築（例）上海 IPG

・現地法律事務所、調査会社等の紹介 － 模倣被害対策支援として、ジェトロ現地事務所にて実績を有する法律事務所を紹介

【アジアのJETRO事務所】

:知財専任の担当者が駐在する拠点

:駐在員が知財担当を兼任して対応している拠点

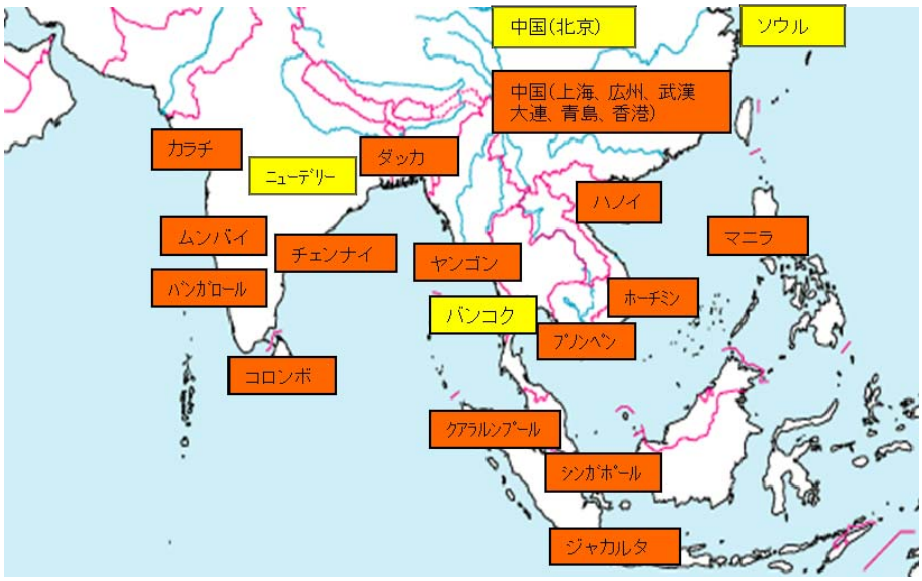

【専門調査会等における委員からの意見】

- 中小企業の海外展開が加速している。知財分野においては、①権利取得のみならず、活用までの総合的な相談態勢の構築、②日本国内だけでなく海外進出先での相談窓口の創設、③地域中小企業外国出願支援事業予算および同事業の実施自治体の拡充など、支援体制強化が急務となっている。
- 中小企業支援については、海外での知財のエンフォースメント、知財活用の支援については、専門家のアドバイスが不可欠。
- 中国をはじめアジア市場における模倣品・海賊版被害は、ますます深刻度を増している。特に、中小企業においても模倣品被害が頻発し、また、映画等コンテンツ分野における海賊版の流通も後を絶たないことから、①海外での侵害調査費用に対する助成の拡充、②在外公館等による相手国政府への働きかけの強化や、民間交渉への同席など、関連支援策を強化すべきと考える。

【今後の検討の方向性】

- 今後、中小・ベンチャー企業のグローバル展開は一段と加速するものと予想される。こうした情勢を踏まえ、中小・ベンチャー企業の海外での知財の権利化から活用までを関係機関の連携により一気通貫で支援するグローバル展開支援体制をさらに充実することが必要ではないか。
- 市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、企業OBを含む知財専門家を活用して現地大使館やジェトロなどの体制を強化し、現地での日本企業の知財活動支援を一層充実させるべきではないか。

【課題2】知財総合支援窓口機能の強化

中小・ベンチャー企業へのよりきめ細かな支援の実現に向け、知財総合支援窓口機能を如何に強化するか。

【知財総合支援窓口の実績】

2012年度現在、知財総合支援窓口は47都道府県56か所に設置されている。2011年度実績として、窓口支援担当者約130人を知財総合支援窓口に配置し、また、弁理士・弁護士といった専門家をのべ11，000人活用し、100，910件の支援を実施。2012年度の支援件数は対前年度比約20%増（11月末時点）。

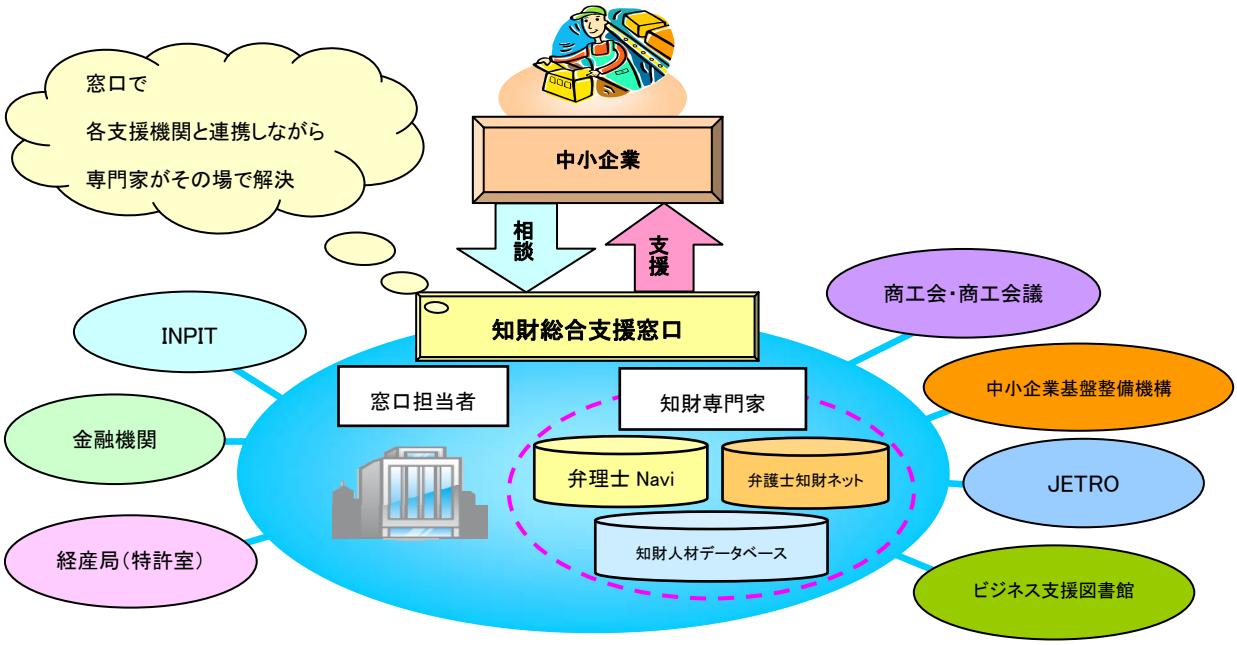

【相談の内訳】（２０１２年１１月末時点）

・出願関係	７２％
・社内体制	６％
・侵害関係	４％
・技術相談	３％
・海外展開	３％
・技術移転	２％

他機関からの紹介件数

相談件数　７９，２８３件のうち、
連携機関からの紹介は以下のとおり。
※　重複含む

商工会・商工会議所･･･	３，２４３件
金　融　機　関･･･････	２４９件
自　治　体･･･････････	２，７３０件
中小企業支援センター･	３，５２５件
各種支援機関････････	３，４９７件

（ＪＥＴＲＯ、中小機構等）
件数：平成 24 年 4 月～平成 24 年 11 月末累計

知財総合支援窓口一覧

都道府県	主な窓口設置場所（機関等名称）	連絡先
北海道	北海道知的財産情報センター（一般社団法人北海道発明協会）	011-747-8256
青森県	青森県庁（一般社団法人青森県発明協会）	017-762-7351
岩手県	地方独立行政法人岩手県工業技術センター（一般社団法人岩手県発明協会）	019-656-4114
宮城県	宮城県産業技術総合センター（一般社団法人宮城県発明協会）	022-779-6990
秋田県	財団法人あきた企業活性化センター	018-860-5614
山形県	山形県産業技術研究開発センター（一般社団法人山形県発明協会）	023-647-8130
福島県	福島県ハイテクプラザ（一般社団法人福島県発明協会）	024-963-0242
茨城県	茨城県産業会館（公益財団法人茨城県中小企業振興公社）	029-224-5339
栃木県	とちぎ産業創造プラザ（公益財団法人栃木県産業振興センター）	028-670-2617
群馬県	群馬県産業技術センター（一般社団法人群馬県発明協会）	027-290-3070
埼玉県	新都心ビジネス交流プラザ（財団法人埼玉県産業振興公社）	048-621-7050
千葉県	千葉県産業支援技術研究所（一般社団法人千葉県発明協会）	043-255-7987
東京都	発明会館（一般社団法人発明推進協会）	03-6424-5081 03-6273-3332
神奈川県	神奈川県中小企業センタービル（一般社団法人神奈川県発明協会）	045-306-9566
新潟県	新潟県工業技術総合研究所（一般社団法人新潟県発明協会）	025-211-3722
山梨県	アイメッセ山梨（公益財団法人やまなし産業支援機構）	055-243-1888
長野県	長野県工業技術総合センター（一般社団法人長野県発明協会）	026-217-3242
静岡県	静岡県産業経済会館（一般社団法人静岡県発明協会）	054-251-6000
	沼津商連会館（一般社団法人静岡県発明協会）	055-963-1055
	浜松商工会議所会館（一般社団法人静岡県発明協会）	053-452-5333
富山県	富山県工業技術センター技術開発館（一般社団法人富山県発明協会）	0766-25-7259
	富山県総合情報センタービル（一般社団法人富山県発明協会）	076-432-1119
石川県	石川県地場産業振興センター新館（一般社団法人石川県発明協会）	076-267-5918
岐阜県	テクノプラザ（一般社団法人岐阜県発明協会）	058-370-3550
	ふれあい福寿会館（公益財団法人岐阜県産業経済振興センター）	058-278-0613
愛知県	名古屋商工会議所ビル（一般社団法人愛知県発明協会）	052-223-6765
	愛知県産業労働センター（公益財団法人あいち産業振興機構）	052-462-1134
三重県	公益財団法人三重県産業支援センター	059-271-5780
	公益財団法人三重県産業支援センター　北勢支所	059-349-2205

都道府県	主な窓口設置場所（機関等名称）	連絡先
福井県	福井県工業技術センター（一般社団法人福井県発明協会）	0776-55-2100
滋賀県	滋賀県工業技術総合センター別館（一般社団法人滋賀県発明協会）	077-558-4040
京都府	京都府産業支援センター（一般社団法人京都発明協会）	075-326-0066
大阪府	国立大学法人大阪大学中之島センター（一般社団法人大阪発明協会）	06-6479-3901
	ものづくりビジネスセンター大阪（一般社団法人大阪発明協会）	06-6746-0525
兵庫県	神戸キメックセンタービル（公益財団法人新産業創造研究機構）	078-306-6808
	兵庫県立工業技術センター　産業技術センター（一般社団法人兵庫県発明協会）	078-731-5847
奈良県	なら産業活性化プラザ（一般社団法人奈良県発明協会）	0742-35-6020
和歌山県	フォルテワジマ（一般社団法人和歌山県発明協会）	073-499-4105
鳥取県	公益財団法人鳥取県産業振興機構	0857-52-5894
島根県	テクノアークしまね（公益財団法人しまね産業振興財団）	0852-60-5145
岡山県	テクノサポート岡山（公益財団法人岡山県産業振興財団）	086-286-9711
広島県	広島県情報プラザ（一般社団法人広島県発明協会）	082-240-7718
山口県	公益財団法人やまぐち産業振興財団	083-920-0357
徳島県	徳島県立工業技術センター（一般社団法人徳島県発明協会）	088-669-0158
香川県	香川産業頭脳化センタービル（一般社団法人香川県発明協会）	087-867-9577
愛媛県	テクノプラザ愛媛（一般社団法人愛媛県発明協会）	089-960-1118
高知県	高知県工業技術センター（一般社団法人高知県発明協会）	088-854-8876
福岡県	福岡県中小企業振興センター（財団法人福岡県中小企業振興センター）	092-622-0035
	北九州テクノセンター（公益財団法人北九州産業学術推進機構）	093-873-1432
佐賀県	佐賀県地域産業支援センター（公益財団法人佐賀県地域産業支援センター）	0952-30-8191
長崎県	長崎県工業技術センター（一般社団法人長崎県発明協会）	0957-52-1144
熊本県	熊本県産業技術センター（一般社団法人熊本県工業連合会）	096-285-8840
大分県	大分県産業科学技術センター（一般社団法人大分県発明協会）	097-596-6171
宮崎県	宮崎県工業技術センター（一般社団法人宮崎県発明協会）	0985-74-3956
鹿児島県	鹿児島県工業技術センター（一般社団法人鹿児島県発明協会）	0995-73-5406
沖縄県	沖縄県工業技術センター（一般社団法人沖縄県発明協会）	098-921-2666

「中小・ベンチャー企業のための知財支援ガイド」（特許庁，2012 年 5 月）から抜粋

【中小企業支援ネットワーク強化事業　新現役マッチング】

中小企業庁「中小企業支援ネットワーク強化事業」の「新現役マッチング」では、経済産業局が選定した中小企業支援の専門知識や豊富な実績を有する巡回対応相談員が、中小企業の経営課題解決に最適な企業OBを人選し、マッチングを図っている。新現役マッチングのデータベースには約8，800名の企業OBが登録されている。また、新現役マッチングのデータベースは、知財総合支援窓口の知財人材データベースと相互にリンクされている。「中小企業支援ネットワーク強化事業」の実績として、2011年度は81，153件の相談と44，304件の専門家派遣を実施。なお、「中小企業支援ネットワーク強化事業」は平成24年度をもって終了し、新たにITを活用し専門家派遣等を行う「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」を実施予定。新たな事業の詳細は中小企業庁において検討中。

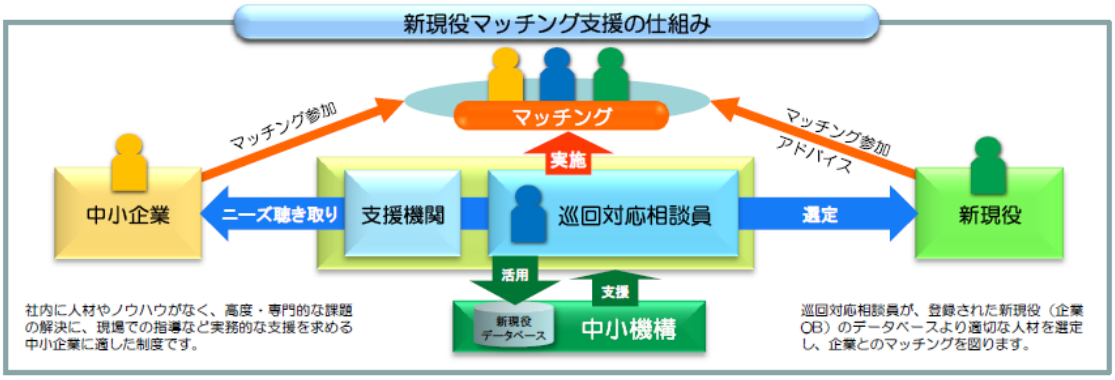

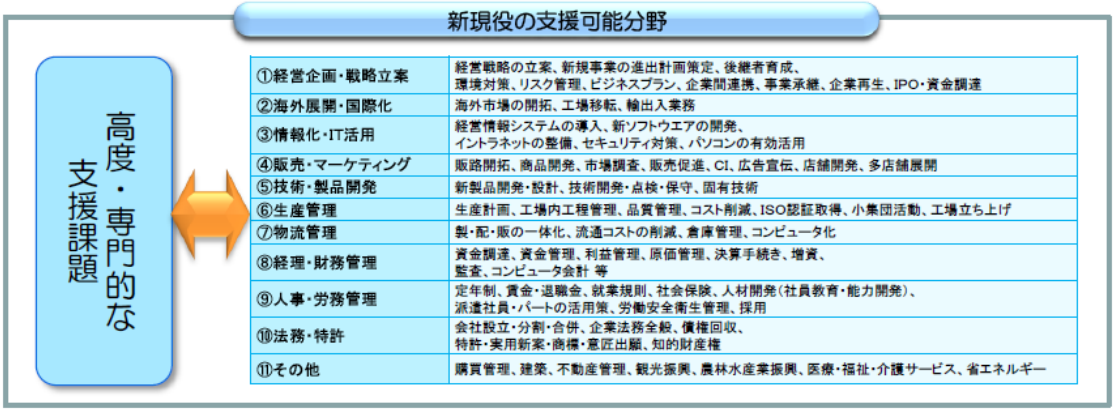

①経営企画・戦略立案	経営戦略の立案、新規事業の進出計画策定、後継者育成、 環境対策、リスク管理、ビジネスプラン、企業間連携、事業承継、企業再生、IPO・資金調達
②海外展開・国際化	海外市場の開拓、工場移転、輸出入業務
③情報化・IT活用	経営情報システムの導入、新ソフトウエアの開発、 イントラネットの整備、セキュリティ対策、パソコンの有効活用
④販売・マーケティング	販路開拓、商品開発、市場調査、販売促進、CI、広告宣伝、店舗開発、多店舗展開
⑤技術・製品開発	新製品開発・設計、技術開発・点検・保守、固有技術
⑥生産管理	生産計画、工場内工程管理、品質管理、コスト削減、ISO認証取得、小集団活動、工場立ち上げ
⑦物流管理	製・配・販の一体化、流通コストの削減、倉庫管理、コンピュータ化
⑧経理・財務管理	資金調達、資金管理、利益管理、原価管理、決算手続き、増資、 監査、コンピュータ会計 等
⑨人事・労務管理	定年制、賃金・退職金、就業規則、社会保険、人材開発（社員教育・能力開発）、 派遣社員・パートの活用策、労働安全衛生管理、採用
⑩法務・特許	会社設立・分割・合併、企業法務全般、債権回収、 特許・実用新案・商標・意匠出願、知的財産権
⑪その他	購買管理、建築、不動産管理、観光振興、農林水産業振興、医療・福祉・介護サービス、省エネルギー

新現役マッチングリーフレット（中小機構、2011 年 8 月）から抜粋

【専門調査会等における委員からの意見】

- 中小・ベンチャー企業を支援するには知財のワンストップサービスが不可欠。この窓口をサポートするため、弁理士や弁護士といった専門家を有効活用することが必要。
- 中小企業・ベンチャー企業においては、知財だけでなく、会社の業務全般に関わることを幅広く教えてあげるような支援が必要。
- 弁理士でも弁護士でもそうだが、一人で全部の相談をすることは困難であるため、チームを組むことが重要。
- 地域中小企業にとって、知財に関する相談窓口への期待は大きい。昨年度、都道府県に設置された「知財総合支援窓口」は増設するとともに、コンサル機能を強化すべきである。
- 「知財総合支援窓口」は全国に56ヶ所しかない。知財のワンストップサービスとしての相談機能の強化をすべきと考える。
- 大企業OB等についても、中小企業の知的財産の戦略的な活用を支援するために、マッチング機能を強化するべきと考える。

【今後の検討の方向性】

- 知財総合支援窓口を増強するとともに、関係機関との連携を深めつつ、企業OBの活用や企業訪問も含めた新規相談者の開拓を強化すべきではないか。
- 中小・ベンチャー企業のグローバル展開が加速しており、知財マネジメントは産業財産権のみならず著作権、不正競争防止法の領域にまで拡がって複雑化している。こうした情勢を踏まえ、海外の知財制度、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくべきではないか。

【課題3】地域中小・ベンチャー企業の知財活動活性化

地域中小・ベンチャー企業の知財活動を如何にして活性化するか。

【特許庁の取組例（2012年度上半期）】

●知財啓発セミナー

中小企業経営層、金融機関、税理士、中小企業診断士をターゲットにした知財啓発セミナーに産業財産権専門官を派遣し、半年間で20回程度実施。

●パンフレットの配布

商工会・商工会議所、金融機関等の中小企業支援機関等に対し、知財総合支援窓口パンフレットを配布し、事業周知を行うとともに、定期的な連絡会議を実施。また、中小・ベンチャー企業向けに特許庁が実施する各種知財関連支援施策を紹介するパンフレットを新たに作成。金融機関をはじめとする関係機関に広く配布し周知。

【経済産業局による取組】

中小企業経営層に対するセミナーを全局で実施している他、いくつかの局においては、金融機関、中小企業診断士等専門家、またデザイナー向け等の知財啓発セミナーを開催（平成24年度上半期の開催実績は計50回）。

【弁理士に対するヒアリング結果】

（特許事務所・弁理士を取り巻く状況）

・特許の出願件数として減少する一方、弁理士の数は 10 年前から大幅に増加している。また、弁理士報酬が自由化されたこともあって、1 件あたりの特許出願費用（手数料）は低下する傾向にある。

（顧客企業のカテゴリ（中小・大企業）による違い）

・中小企業では昨今の景気の低迷もあって、依頼する企業側はお金を持っていない。また、大企業では、出願を依頼する特許事務所を集約化する動きが見られる。

・特許事務所から見た場合、顧客としての大企業は、単価は安いが安定しているという特徴がある。一方、中小・中堅企業は比較的高い単価で業務を受注することが可能であるという特徴がある。最近では中小企業も、知財に対する意識が高まってきているため、中小企業に対してはコンサルティング（例えば、当該企業のビジネスにとって知財はどれくらい意味があるのか、リスクはどうか等）、サービスを提供できなければならなくなっていると考えられる。

出所：知的財産権制度を巡る新たな状況に対応した人材育成の在り方に関する調査研究報告書

（みずほ情報総研株式会社）（平成 23 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

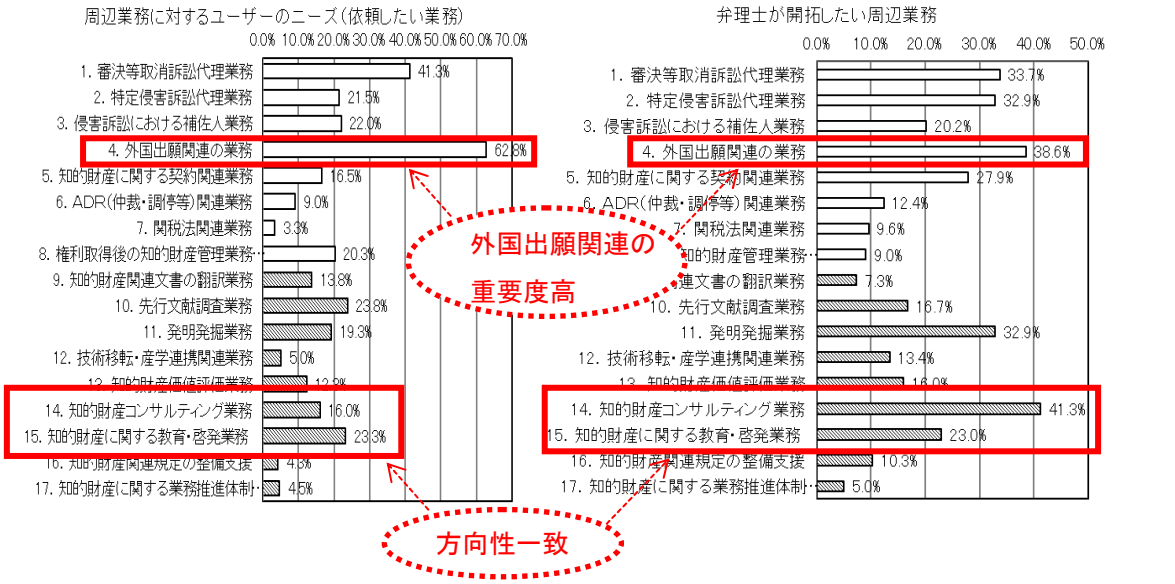

出所：今後の弁理士のあり方に関する調査研究報告書（NRI サイバーパテント株式会社）

（平成 22 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）

【専門調査会等における委員からの意見】

- 知的財産権の出願申請の受付や審査に係る面談を、各地域において実施するなどの対応が必要と考える。
- 弁理士は日常業務の中で、商品開発、市場の動向、グローバルな販売戦略・事業展開を聞きながら書類作成を行っている。これはまさにコンサルティング業務のひとつ。大切なのは中小企業が活用し易いような仕組み作りが必要であり、弁理士が知財全般の相談に関与することができ、関与を促進できる仕組み作りについて議論してほしい。

【今後の検討の方向性】

- 地域中小・ベンチャー企業の知財活動への支援が手薄なままでは、地域の貴重な知財が埋もれてしまうおそれがある。地域の中小・ベンチャー企業の知財活動を活性化させるために、知財の発掘や審査に係る面談等を、各地域において強化する施策を検討するべきではないか。
- 中小・ベンチャー企業は社内に十分な知財部門を有しておらず、独力で知財マネジメントを行うのは困難。地域の中小・ベンチャー企業の知財活動を活性化させるためには社外の専門家活用がカギであり、地域の知財支援ネットワークの拡充・強化が重要。地域金融機関も巻き込み、地域知財支援ネットワークの拡充・強化を促進すべきではないか。
- 地域中小・ベンチャー企業に対して知財戦略の視点でコンサルティングを行える人財を育成するための方策について検討すべきではないか。

【課題4】知財マーケットの活性化（未利用特許等の効果的活用）

知的財産のライセンスや売買を戦略的に実践することが経営戦略上ますます重要となっている。知的財産のライセンスや売買の円滑化を図るため、知財マーケットの活性化を図るべきではないか。

【国内における特許所有件数及びその利用率】

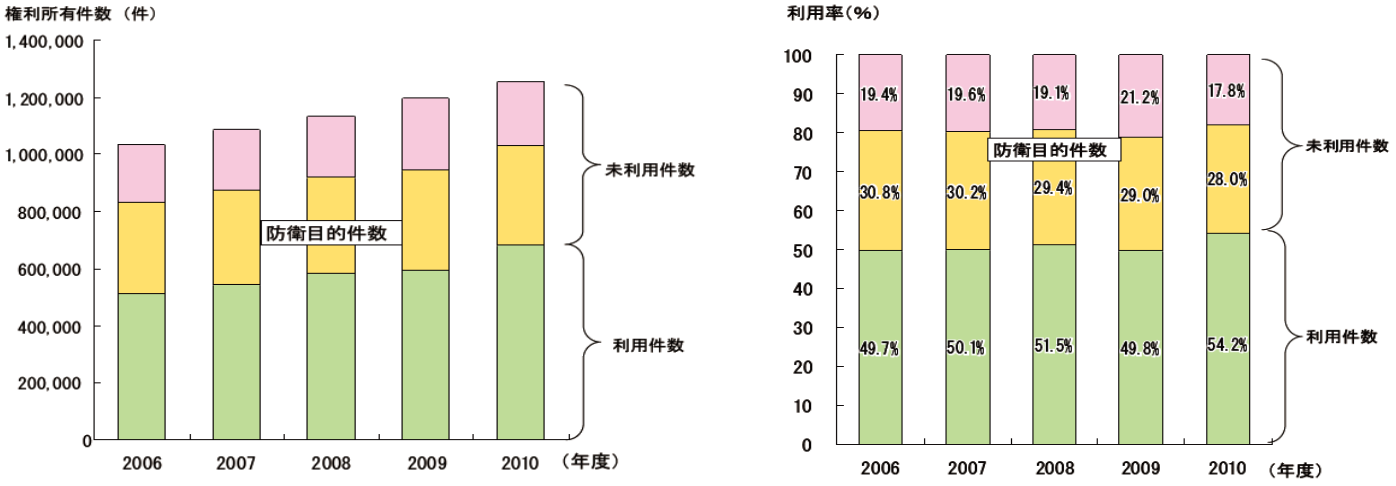

出所：特許庁行政年次報告書 2012 年版

【特許流通促進に関する施策の現状等】

＜開放特許情報等の提供（1997 年 4 月～）＞

ライセンス可能な特許情報を収録した開放特許情報データベースを構築し、無料で提供。特許をライセンス又は売却したい者は無料で登録することが可能。開放特許情報データベースに登録されている件数は 42,609 件で、その内訳は、大学・研究機関 63%、企業 32%、個人 5%（2012 年 4 月 30 日時点）。ただし、正確な統計データはないものの成約実績は低調と推定される。

＜特許流通アドバイザーの派遣（1997 年 4 月～2011 年 3 月）＞

特許流通促進を支援する専門人材（特許流通アドバイザー：ピーク時 114 名）を全国各地に派遣し、特許提供者と特許導入者の仲介や、地方自治体が確保する特許流通・技術移転に関わる人財の育成支援を実施。特許流通アドバイザーの支援により成約した特許ライセンス契約等の件数は 1997 年 4 月から 2011 年 3 月末までの間で合計 14,699 件（年間平均約 1,050 件）。

※特許流通アドバイザー派遣事業の評価

アンケート調査（平成 21 年度「特許流通促進事業のこれまでの事業成果等に関する調査研究報告書」（知的財産研究所））によれば、流通アドバイザーの支援を受けたことで、118社中87社が期待どおりまたは期待以上の効果があったと回答が得られているとともに、半数以上の会社から知的財産に関する意識が向上したとの回答が得られている。

＜知財ビジネスマッチングマート開催事業（2011 年～）＞

近畿経済産業局は、2011 年度より、中小企業が大企業の保有する開放特許等を活用して新製品開発や新事業展開を行えるように、技術力を有する中小企業に対し、開放可能な知的財産を有する大企業等とのマッチング機会の提供及びライセンス契約締結に向けた支援等を行う知財ビジネスマッチングマート開催事業を実施（2011 年度実施回数：4回）。また、2012 年度は北海道経済産業局（実施回数：1回）、東北経済産業局（実施回数：1回）、近畿経済産業局（実施回数：5回）、四国経済産業局（実施回数：2回）において実施されており、実施地域の拡大が見られる。

【海外の動向】

＜新たな知財の流通形態＞

世界初の特許等の使用権（通常実施権のライセンス）に関する取引市場（IPXI）がシカゴにてオープンに向け準備中。例えば、車のエンジンについての特許等のポートフォリオに関して500万台分の使用権を上場し、市場参加者に売却する場合、500万台分の使用権は500万 ULR（Unit License Rights）として1ULR ごとに取引できる。また、一度購入した権利の余剰分は機関投資家が参加可能な2次市場で公開売却可能。市場参加は会員制であり、オランダのフィリップスやフォード、ソニーをはじめとする有力企業、大学や研究機関が会員となっている。

出所：Fuji Sankei Business i に基づき作成

【官民提携のファンド】

＜LSIP（Life-Science Intellectual property Platform Fund）＞

2010 年 8 月に（株）産業革新機構と民間会社との出資で設立されたライフサイエンス分野の知的財産を扱う我が国初の知財ファンド。

LSIP では、大学や公的研究機関から事業化の可能性のある特許権の譲渡または実施権の許諾を受け、集約（バンドリング）してパッケージとした上で、産業の発展或いはベンチャーの創生のために特許権の譲渡または実施権の許諾を行う。また、事業化の見込みのある研究については、知財を強化するための研究費の支援を行う。

出所：知的財産戦略ネットワーク株式会社 HP に基づき作成

＜政投銀による新ファンド＞

（株）日本政策投資銀行において、2012 年度中に、イノベーション基盤強化・新事業創出のためのファンド（競争力強化支援ファンド（仮称））を創設。①バリューチェーン

が一体となって取り組む新たな事業創出、②異業種間連携等による、新たな価値創造・事業創出、③十分な事業基盤を有する事業体に眠る高度な技術（知的財産を含む。）などを活用した新規事業、④バリューチェーンコア企業等が取り組む、研究開発・人材育成・生産基盤強化等に資する事業活動のような取り組みを行う企業等に対してリスクマネーの供給を行い、産業競争力の強化を図る。

出所：政投銀資料に基づき作成

【専門調査会等における委員からの意見】

- 知財政策において、知財の流通、シェアリングといった概念を導入するべき。

【今後の検討の方向性】

- 企業や大学等の未利用特許をより効果的に活用するためには、グローバル展開も含めて特許流通促進を支援する専門人財が必要ではないか。
- 海外からのビジネス拠点の誘致や積極的な投資を呼び込むという視点から、開放特許情報データベースの多言語化を図ることを検討すべきではないか。

【課題5】中小・ベンチャー企業に対する料金減免サービス拡充の検討

中小・ベンチャー企業の研究開発や知財活動に対するインセンティブを高めるため、中小・ベンチャー企業に対する最適な料金減免制度を設計する。

【中小企業の知的財産に関する取組状況】

・中小企業における知的財産に関する取組は、大企業に比べて低調。

企業数、特許出願件数に占める中小企業の割合

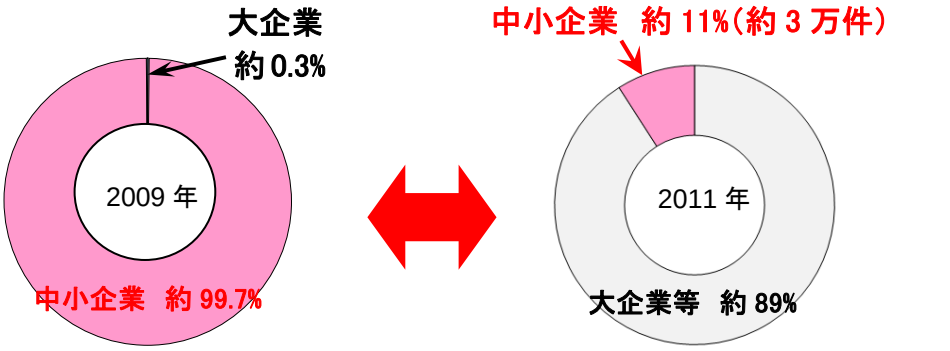

企業数　約 420 万社　　内国人による特許出願件数　約 29 万件

出典：中小企業白書 2012 附属資料集及び特許行政年次報告書 2012 年版に基づき作成

・中小企業の特許出願 が減少する中で、新規に特許出願する中小企業数も減少。

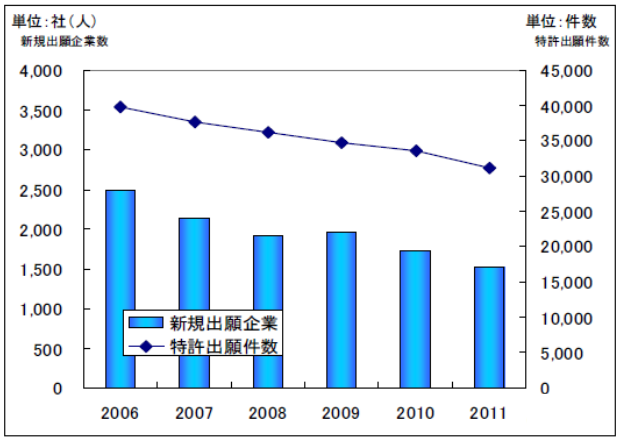

「知財立国に向けた新たな課題と対応」（特許庁，2012 年 6 月）から抜粋

【中小企業等に対する減免制度の拡充（平成24年4月以降）】

（平成24年3月まで）

●軽減対象者

・法人税が課されていない中小企業

・試験研究費比率3％以上の研究開発型中小企業

（平成24年4月以降）

・法人税が課されていない中小企業

・試験研究費比率3％以上の研究開発型中小企業

・設立後10年を経過しない中小企業

●軽減内容

・審査請求料の1／2軽減

・第1年分から第3年分の特許料の1／2軽減

・審査請求料の1／2軽減

・第1年分から第10年分の特許料の1／2軽減

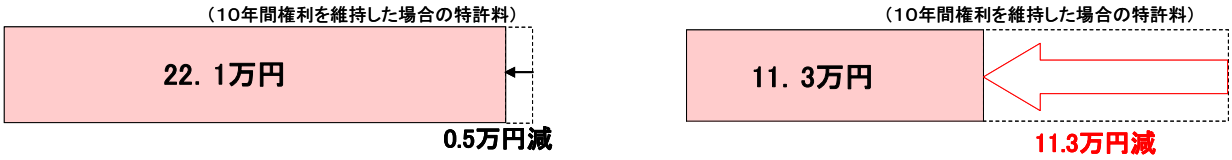

●手続

・「職務発明認定書」、「中小企業等が職務発明を予約承継していることを証する書面」の提出が必要

・左記の書類の提出が不要に

【（参考）米国の減免制度】

対象（資格）	【スモールエンティティ】 従業員 500 人未満	【マイクロエンティティ】 スモールエンティティの条件に加えて ・過去の米国出願で発明者となっている件数が 4 件を超えない ・総収入が米国の年間平均世帯収入の 3 倍を超えない、などの条件
減免内容	出願料、特許登録料、特許維持料を 50%軽減。	出願料、特許登録料、特許維持料を 75%軽減。

知財事務局調べ

【専門調査会等における委員からの意見】

- 中小企業の特許料金減免制度については、米国と比較すると減免規模が小さい。スモールエンティティ（減免制度）など、中小企業が知財を活用しやすくする仕組みについて、議論を続けるべき。
- 中小企業の特許等の出願・維持への助成に対するニーズは高いにもかかわらず、減免制度の利用は少ないのが実情である。そもそも条件が厳しく、利用したくてもできないとの声も聞いている。知財の適切な保護により中小企業の競争力強化を図り、成長を後押しするという観点から、減免制度の要件緩和を含めた拡充は急務と考える。具体的には、米国並みに、中小企業を対象に一律に特許庁関係の全費用の 50%を免除すべきである。

【今後の検討の方向性】

- 料金の減免制度については、中小企業等の意見を踏まえ、昨年４月から特許料の減免期間の延長、手続の簡素化、減免対象者の資力に関する要件を緩和し、中小企業等を対象とした減免制度を拡充したところである。当面は昨年４月の減免制度拡充による効果の検証を行い、その後、その検証結果に加え、これまでに行ってきた様々な減免制度拡充の効果や中小企業等の知財戦略を含むイノベーション戦略に関するニーズ等を踏まえ、中小企業等のイノベーションの促進に資する減免制度の在り方について、検討を行っていくべきではないか。